

# 「中間とりまとめ（案）」に対する 意見募集結果

2025年2月4日  
AI戦略会議・AI制度研究会 事務局

※ いただいた意見については、事務局において編集し掲載しているものもあります。

# 結果概要（1/2）

## 1. 実施期間

➤ 令和6年12月27日（金）～令和7年1月23日（木）の約4週間

## 2. 1意見提出者統計

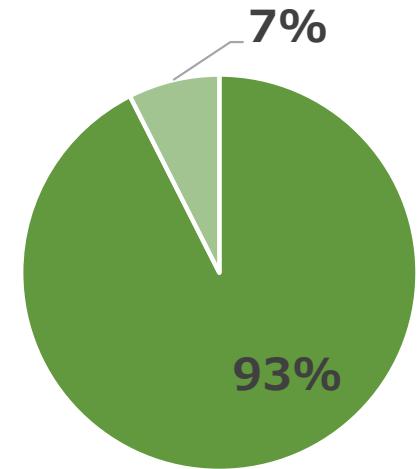
※法人・団体等と事務局側で判断できるもの以外のご意見は個人としてカウントしておりますので、ご了承ください。

➤ 総計：4,557件

✓ 個人： のべ 4,217件 (1,868人)

✓ 団体・法人等：のべ 340件 (38団体・法人)

全体内訳



■ 個人 ■ 団体・法人等

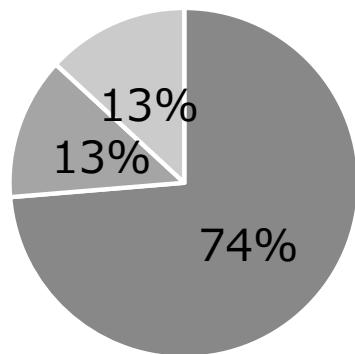
# 結果概要（2/2）

## 2. 2 意見提出者統計

### ➤ 団体・法人等： のべ 340件（38団体・法人）

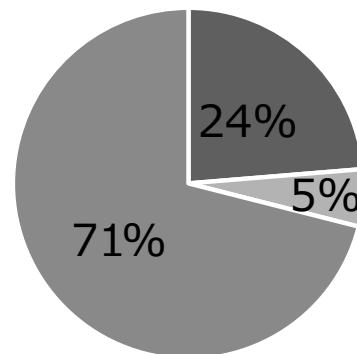
→ うえのモータース、日本弁理士会、（一財）日本情報経済社会推進協会、（一社）金融データ活用推進協会（FDUA）、（一社）電子情報技術産業協会（JEITA）、（一社）日本アニメフィルム文化連盟（NAFCA）、（一社）AIガバナンス協会、（一社）日本新聞協会、（一社）新経済連盟、（一社）日本レコード協会、（一社）日本音楽著作権協会企画部、（公社）全国消費生活相談員協会、（国研）情報通信研究機構、（株）日本国際映画著作権協会、（株）日立製作所、（株）知的利益、（株）セールスフォース・ジャパン、（株）Acompany、（株）AiCAN、（株）ikura、（株）NTTデータグループ、ソフトバンク（株）、富士通（株）、日本電気（株）、弁護士ドットコム（株）、弥生（株）、LINEヤフー（株）、Tavern（株）、ユニバーサルミュージック（同）、Google（同）、yosida サエンス、YOKOTA 技研、Amazon、Business Software Alliance、Meta Platforms、Microsoft Corporation、Palo Alto Networks、Workday Japan、（以上順不同）

団体・法人等の国籍



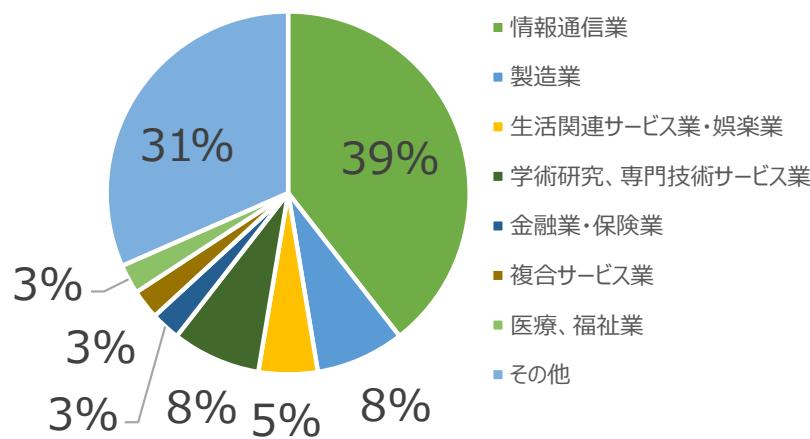
- 日本国籍企業
- 外国籍企業
- 外国籍企業の日本法人

団体・法人等の内訳



- 創業 5 年未満
- 創業 5 年以上 10 年未満
- 創業 10 年以上

団体・法人等の業種



- 情報通信業
- 製造業
- 生活関連サービス業・娯楽業
- 学術研究、専門技術サービス業
- 金融業・保険業
- 複合サービス業
- 医療、福祉業
- その他

# 項目別意見数（1/2）

## 2. 3 項目別意見数（個人）

項目	累計数	項目	累計数
概要	225	III. 1. 全般的な事項	90
I. はじめに	485	III. 1. (1) 政府の司令塔機能の強化、戦略の策定	68
II. 1. 近年のAIの発展	124	III. 1. (2) 安全性の向上等	109
II. 2. (1) 主な主体	456	III. 1. (2) ① AIライフサイクル全体を通じた透明性と適正性の確保	250
II. 2. (2) 国外事象者	58	III. 1. (2) ②国内外の組織が実践する安全性評価と認証に関する戦略的な促進	50
II. 3. イノベーション促進とリスクへの対応の両立	216	III. 1. (2) ③重大インシデント等に関する政府による調査と情報発信	92
II. 3. (1) ①研究開発への支援	81	III. 2. 政府による利用等	99
II. 3. (1) ②事業者による利用	84	III. 2. (1) 政府調達	22
II. 3. (2) 法令の適用とソフトローの活用	975	III. 2. (2) 政府等による利用	69
II. 3. (3) リスクへの対応	293	III. 3. 生命・身体の安全、システム・リスク、国の安全保障等に関わるもの	48
II. 4. (1) AIガバナンスの形成	61	IV. おわりに	219
II. 4. (2) 国際整合性・相互運用性の確保	43	合計	4,217

### ○ 最も意見の多かった項目

- No.1 : II. 3. (2) 法令の適用とソフトローの活用 …約23%
- No.2 : I. はじめに …約12%
- No.3 : II. 2. (1) 主な主体 …約11%

# 項目別意見数（2/2）

## 2. 4 項目別意見数（団体・法人等）

項目	累計数	項目	累計数
概要	9	III. 1. 全般的な事項	9
I. はじめに	30	III. 1. (1) 政府の司令塔機能の強化、戦略の策定	12
II. 1. 近年のAIの発展	4	III. 1. (2) 安全性の向上等	24
II. 2. (1) 主な主体	23	III. 1. (2) ①AIライフサイクル全体を通じた透明性と適正性の確保	46
II. 2. (2) 国外事象者	11	III. 1. (2) ②国内外の組織が実践する安全性評価と認証に関する戦略的な促進	15
II. 3. イノベーション促進とリスクへの対応の両立	3	III. 1. (2) ③重大インシデント等に関する政府による調査と情報発信	25
II. 3. (1) ①研究開発への支援	3	III. 2. 政府による利用等	6
II. 3. (1) ②事業者による利用	12	III. 2. (1) 政府調達	5
II. 3. (2) 法令の適用とソフトローの活用	41	III. 2. (2) 政府等による利用	2
II. 3. (3) リスクへの対応	25	III. 3. 生命・身体の安全、システム・リスク、国の安全保障等に関わるもの	7
II. 4. (1) AIガバナンスの形成	7	IV. おわりに	12
II. 4. (2) 国際整合性・相互運用性の確保	9	合計	340

## ○ 最も意見の多かった項目

- No.1 : III. 1 (2) AIライフサイクル全体を通じた透明性と適正性の確保 …約13%
- No.2 : II. 3 (2) 法令の適用とソフトローの活用 …約12%
- No.3 : I. はじめに …約 9%

# 意見の傾向

## 3. 1 個人から頂いた主な意見

- 個人からは、著作権、ディープフェイク、偽・誤情報、規制に関する意見が多く寄せられた。
  - ・ 既存の法令での対応、ガイドラインの整備では不十分なため、**罰則付きの法規制**が必要。
  - ・ 学習データに著作物が勝手に使用され、AIが著作物を模倣したコンテンツを作成するなどの事例が多発しているため、生成AIに関して、**学習データ・訓練データの開示義務付け**など、生成AIに対する規制が必要。
  - ・ ディープフェイク画像による名誉棄損、児童ポルノ等の被害を防ぐため、**電子透かし等の規制**が必要。
  - ・ **制度を検討するメンバー、ヒアリング対象に学習に利用されるデータの権利者**といった者も含めるべき。

## 3. 2 団体・法人から頂いた主な意見

- 団体・法人からは、調査、認証制度に関する意見が多く寄せられた。
  - ・ **調査や認証等**は、セキュリティや企業秘密、実施負荷を鑑み、**過度な内容とならぬように考慮が必要**。
  - ・ **AIの定義、各主体の役割と義務**、その他施策に関わることに対し、具体的かつ明確にする必要がある。
  - ・ 法制度やガバナンス、基準など**国際整合性**が取れたものであることが重要。

# 各団体・法人等からの主な意見

## 4.1. 主な意見（創業5年未満の企業）

- ・過度な報告義務や規制がスタートアップ企業に対して、リソースを過度に消耗させ、技術革新を遅らせる恐れがあるため、**負担を最小限に抑える方策**が求められる。
- ・**無断学習を禁止**できるようにすることで、学習データの対価市場が自然と形成されていく。

## 4.2. 主な意見（日本国籍企業）

- ・**安全・安心な形での国産AIの開発・利活用**が推進されることを望む。
- ・AI又はAI生成物の表示や学習データの開示、オプトアウト等**安全性や権利保護の規制**が必要。
- ・**国内外の企業に一律のルール**があることで、消費者は安心してサービスを利用できる環境が整う。
- ・重要インシデントなどの調査を、企業に過度に求める場合は国内のAI事業を萎縮させる恐れがある。また、**詳細の定義や具体的な実施内容について、範囲・条件をより明確であるべき。**

## 4.3. 主な意見（外資系企業）

- ・「イノベーション促進とリスク対応の両立」と「国際協調」を基本的な考え方とするアプローチに賛同。
- ・AIの監査基準がまだ成熟していないことを踏まえ、現段階では、第三者認証ではなく、リスクの高いユースケースに対して、徹底した**社内での影響評価実施**に重点を置くことを推奨。
- ・政府が事業者に対して**情報開示を求める場合**、具体的なリスクと密接に関連し、意図された目的を果たすために**必要最低限の範囲**で行われることを求める。また、学習データやその他の情報の開示を要求すること、AIの開発者や提供者に**AIの説明可能性を義務付けること**には慎重になるべき。

## 中間とりまとめ（案）の内容に 対するご意見とご意見に対する考え方

概要	提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<b>全体的な方針に賛成</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>「イノベーション促進とリスク対応の両立」と「国際協調」を基本的な考え方とするアプローチに賛同。【(一社)AIガバナンス協会】【Microsoft Corporation】【LINEヤフー】</li><li>日本が世界で最もAIの研究・開発・実装がしやすい国になる、というビジョンを支持。【Google】【(一社)新経済連盟】</li><li>法令の適用とソフトローの活用を、我が国の実情に合わせて、適切に組み合わせる考えに賛同。【(一社)日本情報経済社会推進協会】【日本弁理士会】</li><li>AI政策の国際的な相互運用性に重きを置いている政府の認識を高く評価する。【Amazon】</li><li>OECD原則のような共通的な考え方の活用や学習データを含めたAIの透明性確保には賛成であるため、刑事罰を伴う規制も議論に踏まえた上で速やかな法制度化を求める。【個人】</li></ul>	ご意見として承ります。

概要	ご意見に対する考え方
提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p><b>全体的な方針に反対</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生成AIは無断で学習するその性質から場合によっては、著作権方面や肖像権方面で法に抵触する可能性がある。加えて、我が国は米国のように積極的に訴訟を行う土壤に無いため、もし侵害されたとしても費用などから訴訟を提起することが出来ず泣き寝入りの被害者が増えるリスクがある。そのため、現状では【AIの開発・活用を進める必要がある】とするのは反対。【個人】</li> <li>諸外国で生成AIの限界が見える中、わざわざ日本でAIの開発を進める必要は無い。【個人】</li> <li>AI開発に重要なデータの権利元である団体・有識者からのヒアリングが必要であると考えるため、権利者と事業者、その他重要なステークホルダーを交えて検討を行うべき。【個人】</li> <li>AIに対し不安の声が大きいのであれば、「AIの研究開発・実装が最もしやすい国を目指す」ではなく、「生成AIに対する不安が最もない国を目指す」とすべき。【個人】</li> <li>欧州ではAI Actとそれを基にした開発支援が進んでいる。日本も関連する権利利益の保護のためにも海外の規制を参考にした方が良いのではないか。【個人】</li> <li>資金面や世界情勢等を鑑みると、AI開発より、世界的な基準の法律整備や電力問題、半導体の技術に力を注いでいくべきではないか。【個人】</li> </ul>	<p>ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>
<p><b>修正意見（P1 19行目）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「広島AIプロセス国際指針」は、正しくは「広島プロセス国際指針」（「AI」は入らない） なお、本中間とりまとめのp.3やp.11などでは正しく記載されている。【日本電気】</li> </ul>	<p>ご指摘のとおり修正いたします。</p>

I. はじめに	提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<b>AIのメリット</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>AIにはビジネスや社会を変革する潜在力があり、人々の生活に良い影響を与える可能性を秘めている。政府が今後の立法プロセスにおいて業界関係者と密接に協力し、報告書の提案を効果的に実行することを期待する。【Meta Platforms】</li> <li>AIの素晴らしい利点を誰もが利用できるようにする一方で、それらの技術が安全で包括的であることが必要である。【セールスフォース・ジャパン】</li> </ul>	ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
<b>AIリスク</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入力した情報がプロンプトインジェクション等、何らかの形で別の利用者に出力されないのかについて詳しくわかっていない。今後そういう「ブラックボックス」内部を解説していただくことをアカデミックをはじめとする有識者の皆様には期待したい。【Tavern】</li> <li>雇用問題や文化・技術の喪失などのリスクに向き合い、生成AIで代替えできない部分や保護すべき事案を慎重に対応する必要がある。【個人】</li> <li>生成AIは著作権や偽誤情報の影響が大きい分野や生命身体に影響を及ぼす分野など、それぞれの分野毎で生じる課題が異なるため、各分野毎での検討が必要がある。【個人】</li> </ul>	ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
<b>安全保障・国産AI</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>AIをはじめとしたデジタル領域における安全保障は重要な観点であり、早急に議論を進めることを要望する。AIは今後のデジタル社会における基盤となるものであり、それを海外に依存することは、国内におけるAI産業の発展やデータ保護等の観点より看過できない。安全・安心な形での国産AIの開発・利活用が推進されることを期待する。【ソフトバンク】</li> </ul>	ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

I. はじめに	提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<b>修正意見（全体）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EUのAI Actや米国等の国際的な動向について背景が整理されており、それらの内容に賛同します。さらに、産業界が注目すべき事象として、2023年12月に発行された「ISO/IEC 42001:2023 情報技術－人工知能－マネジメントシステム」の概要及びそれに対応するJIS原案作成の作業の状況についても、紹介しておくべき。【(一社)AIガバナンス協会】【(一財)日本情報経済社会推進協会】</li> </ul>	ご意見として承ります。「I.はじめに」においては、各分野・業界の動向の記載は控え、各国の動向、国際的なガバナンスに係る議論を中心に記載することとしております。
<b>修正意見（P2 5行目～6行目）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「効率性や利便性を大きく向上させ」という箇所について、AIの利点が効率性や利便性だけでなく、「～向上させるほか、新しい科学的発見や人間の創造性を補う役割も期待されており、」と追加することで、AIの影響、活用の可能性を正しく読者に理解してもらえるかと思われる。【JEITA】</li> </ul>	ご指摘のとおり修正いたします。
<b>修正意見（P2 7行目～11行目）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リスクの記述が中途半端な印象を与えるため、本とりまとめにおいて強調されている安全性（狭義：医療機器・自動運転など）に関する点など、もう少しバランスよく記述することが望ましい。具体的には、AIのリスクをもう少し幅広に記載したうえで（例：生命・身体の安全、プライバシー、知的財産権、環境等）、詳細は図3（p.9）を参照するなどの脚注を付すといった案が考えられる。【(一社)AIガバナンス協会】</li> </ul>	ご意見として承ります。
<b>修正意見（P2 22行目～29行目）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2023年10月30日付大統領令14110号（AIの安全で安心かつ信頼できる開発と利用）は、2025年1月20日に撤回された。【Microsoft Corporation】</li> </ul>	ご意見を踏まえ修正いたします。

I. はじめに		ご意見に対する考え方
提出された主なご意見	ご意見に対する考え方	
<b>修正意見（P2 31行目）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>旧ガイドライン（AI開発ガイドラインとAI利用者ガイドライン）や「AI原則実践のためのガバナンス・ガイドライン」、「AI社会原則」の簡単な歴史も記載したほうがよい。日本が以前から取り組んできしたことやG7、G20、OECD等でリーダーシップをとってきたことをアピールすべきである。【個人】</li> </ul>	ご意見として承ります。	
<b>修正意見（P3 5行目）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>広島AIプロセスの報告枠組みについての議論は完了したため、記載内容のアップデートをお願いしたい。【日本電気】</li> </ul>	ご意見を踏まえ修正いたします。	
<b>修正意見（P3 14行目～17行目）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>『また、「品質の不安定さ」、「プロセスのブラックボックス化」等についてリスクを感じているほか、政府に求めることとして、「AIの悪用や犯罪に対する法的対策の強化」が挙げられている。』とあるが、この表現は2つの異なる領域を組み合わせてしまい、誤解を招く可能性がある。特に、「品質の不安定さ」や「プロセスのブラックボックス化」が悪用に該当するかのように解釈される恐れがあり、私たちはその解釈には同意しない。【Microsoft Corporation】</li> </ul>	ご意見として承ります。	
<b>修正意見（P3 27行目）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>スコープ外の内容を踏まえ、「なお、」以下の文章を、「本とりまとめは、今度の在り方に関する一般的なアプローチを記述したものであって、具体的な政策分野（安全保障・プライバシー・知的財産・公平AI制競争・環境等）におけるAIの活用及びリスクガバナンスについては、関係省庁を中心に別途検討を進めることが必要である。」と修正してはどうか。【(一社)AIガバナンス協会】</li> </ul>	ご意見として承ります。	

II. 1. 近年のAIの発展	提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<b>AIの定義</b> <ul style="list-style-type: none"><li>事業者の予見可能性を確保するため、現時点での定義を明らかにしていただくようお願いしたい。【LINEヤフー】</li><li>確立され、統一された定義を活用することは、イノベーションと効果的なリスク管理を促進するためには重要である。定義は、フレームワークや法案の範囲を決定する基準となり、イノベーターがAIをより迅速かつ自信を持って活用できるようにする。統一された分類法がないと、AIの定義が不一致となり、コンプライアンスの課題を引き起こす。NISTなどの機関が採用しているOECDのAI定義を支持する。【Palo Alto Networks】</li><li>政府間文書の仮訳・訳文として訳語を統一する、あるいは、丁寧な用語解説をすべきであると考える。例えば、「general purpose AI model」について、『AIと著作権に関する諸外国調査報告書（2024年3月）』では、「汎用目的AIモデル」と訳しています。他方、欧州連合日本政府代表部の『EU AI規則の概要』では、「汎用AIモデル」と訳している。【JEITA】</li><li>現状、「AI」という単語が指す対象が広くなりすぎているせいで議論がブレているという印象を受ける。特に「特化型AI」「汎用型AI」の記載については、その特性・利便性・問題点・産業への影響などがあらゆる点で異なっているが、「AI」として同じくくりとなっているため、理解しにくい。【個人】</li></ul>		ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

II.2. (1) 主な主体	提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p><b>様々な主体との関係性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>AI開発者またはAI導入者が企業の役割に合わせて義務を調整することで、組織はより適切に義務を果たし、AIのエンドユーザーを保護することができる。【Workday Japan】</li> <li>法的枠組みの中で各主体の義務や責務等が言及される場合には、AIエコシステム内で各主体が果たす機能、責任分界点等がより緻密に改良されたものになることを期待する。【セールスフォース・ジャパン】</li> <li>関係主体のアプローチや定義づけは、EU AI法など主要国の法律等との整合性も考慮することが重要である。【JEITA】</li> <li>AIバリューチェーンにおける異なる関係者、特に開発者と導入者の役割と義務をより明確に定義することを推奨する。特に高リスクAIにおいて、開発者と導入者の役割を適切に分離することが不可欠であり、「ユーザー」という第3の役割を導入する前に、両者の責任を明確に区別する必要がある。【Palo Alto Networks】</li> <li>AI全般において、持続的な研究・開発を長期にわたって可能にするためには、データ提供者を始め様々な関係者が議論に参加し、相互に信用と信頼関係を築くことが重要である。【個人】</li> </ul>	<p>ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>	
<p><b>修正意見（P5 17行目～27行目）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>AIシステムによって実際に影響を受ける人間の視点が重要であるため、AIシステムによって便益を享受する者、もしくは損失を被る者（AI事業者ガイドラインの「業務外利用者」）を主な主体として位置付けるべきと考える。【AiCAN】</li> </ul>	<p>ご意見として承ります。なお、本とりまとめにおいては、ライフサイクルにおいて存在する3つの主体を主な主体としていますが、考慮すべき様々な関係者が存在することから、その旨記載しております。</p>	
<p><b>修正意見（P5 17行目～27行目）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生成AIは学習データなくして成立しないため、「学習データを提供する者」を「主な主体」に追加するべき。【NAFCA】【個人】</li> </ul>	<p>ご意見として承ります。なお、AI開発者が行う学習データの収集には、色々な方法が考えられるところ、学習データを提供する者も留意すべき主体であることから、その旨記載しております。</p>	

II.2. (2) 国外事業者	提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p><b>国外事業者も規制すべき</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国外事業者の中には、罰則等のリスクと利益を天秤にかけ、自らの利益を最優先し、グレーゾーンに踏み込んだ対応を行うケースも想定される。上記の状況を看過し、利益優先の国外事業者が優位に事業を展開する事態は、国内AI産業を淘汰しかねない。これは公平性に欠き、正当な競争環境であるとは言えず、データ管理・利活用のあり方といった観点より、内外一貫した規制を求める。【ソフトバンク】</li> <li>個人情報保護法等における国外事業者への域外適用と同様なルールを設けるべき。他方、EU AI法の域外適用のルールとの整合性を考慮することも必要。【JEITA】</li> <li>国内外のAI事業者に一律のルールを適用することにより、消費者は安心してサービスを利用できる環境が整う。また、国外事業者を含むルール化は、個人情報の保護や安全性の強化に貢献し、消費者保護および市場の公正性において重要。【(公社)全国消費生活相談員協会】</li> <li>国外事業者についても国内事業者と同様に制度の対象とすべき。【富士通】【NAFCA】【(一社)AIガバナンス協会】【(一社)新経済連盟】</li> <li>情報提供における不当な契約と疑われるケースも発生しているため、国内・国外を問わず規制を設けていく事が公平で健全な競争と日本の消費者/企業を守ることにつながる。【個人】</li> </ul>		ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
<p><b>規制する場合の留意点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法制度について、国際整合性を確保された場合、日本企業が海外市場で効果的に事業を開拓することが可能になる。この整合性は、AIシステムが複数の国内外の市場からの構成要素（例えば、モデル）を統合する可能性を考える際に重要であり、広島AIプロセスが国際的な相互運用性に寄与すると考えられる。【Microsoft Corporation】</li> </ul>		ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

II.3. イノベーション促進とリスクへの対応の両立	
提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<b>方向性に賛成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ イノベーションの推進とリスク軽減の適切なバランスを取ることを意図している点、イノベーションを促進しAI開発の障壁を減らすためにバランスの取れたアプローチを取っている点について支持する。【Google】</li> </ul>	ご意見として承ります。
<b>リスク対応を優先すべき</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民主主義国家である以上まずは国民の人権保障や国民や社会に対するリスク管理を第一優先とすべきである。イノベーション推進や事業者の利益はその次の課題である。そうでなければ日本は欧州や米国などの西側世界のガラパゴスになってしまふ。そのため、欧州のAI法のような人権保障のための法律を制定すべきである。【個人】</li> </ul>	ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
<b>法規制・罰則が必要</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法規制により悪質なものを禁止することで初めて正しい道で進歩していくことができる。【個人】</li> <li>・ 法などで罰則や資格などを厳重に規定して生成AI技術は使用していくべき。【個人】</li> <li>・ 事業者等の自主的な対応に頼って済む状況ではなく、社会に対する責任を果たさせるため、罰則を伴う法整備が必要である。【個人】</li> <li>・ 既存の枠組みでの対応が現実的ではないリスクは、生成AIによるディープフェイクポルノ、生成AIユーザーによるクリエイターに対する脅迫や誹謗中傷、殺害予告などの攻撃、クローリングbotによる無差別な営業妨害など、すでに生じている。これら生成AIの悪用に対する明確な罰則は存在せず、各事業者や利用者の自発的な対応を求めるところには限界がある。【個人】</li> <li>・ すでに現状で多くのディープフェイクや嘘の画像、情報により混乱が起きている。最低限AIを一部でも使用した場合にそれを明記し、一部に使用した場合は使用した箇所を明記することを義務とする規制法案が必要。AIの進歩に合わせて徐々に罰則を緩めたり規制範囲を緩めるべき。【個人】</li> <li>・ ガイドライン等の体系のみでは現行の生成AIのディープフェイク問題に対処しきれていない。【個人】</li> <li>・ 個人利用であっても、特定の人物の性的な生成物はできないように出力制限を設け、法的拘束をする必要があるのではないか。【個人】</li> </ul>	<p>ご指摘を踏まえ以下のとおり修正いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「III.1.(2)① AIライフサイクル全体を通じた透明性と適正性の確保」に「不適切な出力を減らすための工夫をAI開発者等が講じること、AIの概要やリスク等に関する情報をAI開発者等が開示・共有すること、訓練用データセットの適切な透明性も支援されるべきであることなどを定める指針を政府が検討する」旨追記。</li> <li>・ AIの悪用については、既に刑法をはじめとする法令にて対応しているところ、その事例を「II.3.(2) 法令の適用とソフトウェアの活用」の冒頭に追記。</li> </ul> <p>なお、「II.3.(3)リスクへの対応」の中段に、人間の基本的な権利利益等重大な問題を生じさせる、あるいは常時させる可能性の高いAIに対しては、規律の必要性の有無を検討すべき旨記載しております。</p>

II.3. イノベーション促進とリスクへの対応の両立	提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<b>AIの研究開発・実装</b> <ul style="list-style-type: none"><li>「AIの研究開発・実装」という箇所について、AIが実際に社会や産業でどのように利用されるかも重要であり、P7においても「事業者による利用」についても述べられているため、「AIの研究開発や事業への活用」に変更することも一案と考える。【JEITA】</li><li>今回の中間とりまとめ案及び今後の法整備に関しては、社会へのAI技術の浸透が加速することを念頭に、AIの研究開発活動やAIの利活用が阻害されがないよう、法令の条文の基本理念において、民によるイノベーションを促しながらリスクへの対応を両立していく、といった旨が記載されることを強く望む。また、引き続き、産業界や経済界の意見を丁寧に把握しながら、議論の透明度を高くして、検討を続けてもらいたい。【(一社)新経済連盟】</li></ul>		ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

II.3. (1) ①研究開発への支援	提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<b>データセットについて</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に質の高い日本語データ等を整備・拡充し我が国企業等に適切な形で提供する取組に関して、これらはオープン（例：オープンデータライセンス）で提供することで、AI事業者が日本市場向けの構成要素の正確性と安全性を検証できる。これは、これらの構成要素をAIシステムに統合したい日本企業にとって有益である。【Google】</li> <li>AISIで行われているAI Red Teamingやコンテンツフィルター用の敵対的データセット等はリスクへの対応に有益である。【Microsoft Corporation】</li> <li>イノベーションを促進するにはデータセットをクリーンなものにする必要があり、施設や設備の整備だけでなく、適切なデータ収集ができるよう支援が必要。【個人】</li> </ul>	ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
<b>人材育成・教育</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外からの優秀な人材の誘致も包括的な施策として必要であり、人材育成や優秀な人材誘致に加え、優秀な人材を受け入れる受入側のカルチャー・素地の醸成も重要である。また、活躍できる場がなければポテンシャルを発揮できないという点も課題もある。【JEITA】</li> <li>事業者だけでなく、AIサービスの利用者(一般消費者)が安心してAIを利用できるよう、広く社会でAIリテラシーを学べる環境を整備することも重要である。他方でよくまで事業者側が利用者のリテラシーに配慮し、提供物に関するリスクを正しくわかりやすく伝えることも重要である。【個人】</li> </ul>	ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
<b>適正な研究開発</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>許諾済みの学習データのみでトレーニングされたことを示す「Fairly Trained」の認定を受けた「Mitsua Likes」のような生成AIも既に存在しており、こういった取り組みへの支援を重視するなど安心・安全なAI技術の土壌を整えることが最優先されるべきである。【個人】</li> </ul>	ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
<b>幅広い人材の必要性</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>若年層の人材育成だけでなく、低年齢・中年層への基礎学習のサポートも重要である。イノベーションは、様々な経験を持つ人々の発想・挑戦から積み上げていくものである。【個人】</li> </ul>	ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

II.3. (1) ②事業者による利用	提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<b>国際基準について</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際協力や協調を提唱し、可能な場合には国際基準を活用しようとしている点に賛同する。【Google】</li> <li>国際整合性の確保、安全性評価や認証の実施が有効であるという記載は、高度なAIシステムの開発に使用されるグローバルなサプライチェーンを考慮した場合に、相互運用性の重要性を効果的に強調していると認識する。【Microsoft Corporation】</li> </ul>	ご意見として承ります。
<b>AIの利用拡大に賛成</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅広いAI導入の重要性を認識している点に関して、賛同する。【Google】</li> </ul>	ご意見として承ります。
<b>環境整備の施策について</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動運転AIを試せるようなAI特区の設定など各企業がPoCの取り組みをしやすい環境の構築も重要である。【JEITA】</li> <li>AIの学習及び推論には大規模な電力や関連する施設が必要となるため、電力インフラや周辺地域、自然環境への考慮を踏まえた上で事業等が行われなければならない。【個人】</li> <li>正しい知識なくAIに対し不安と感じる人が多くなるとAIの有効活用の妨げになる。そのため、広く日本国民にAIについて学習する機会の提供を望む。【個人】</li> </ul>	ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます
<b>事業活動への影響</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>AI技術を取り入れようとする事業者が、SNS上でAI反対派から誹謗中傷を受ける等して、事業展開に萎縮してしまう事例への対処も必要ではないか。【個人】</li> </ul>	ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます

II.3. (2) 法令の適用とソフトローの活用	提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<b>法令遵守意識</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>「我が国の企業等は法令遵守の意識が高い」(P.10) ことが議論の前提になっているが、国内で使用される生成AIの多くは国外の企業が提供している。そのため、必ずしも、国内企業の性質を議論の前提とすべきではない。国外企業の倫理意識が低いともとれる文章であるが、国内企業よりも倫理観の高い国外企業は数多く存在する。【JEITA】</li> <li>国内企業の法令順守の意識が高いとあるが、そうとも言い切れないのではないか。【個人】</li> </ul>	ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。	
<b>AIのもたらすリスクについて</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>公正な競争により学習データの対価が定まる市場が形成されないことで、日本のコンテンツの経済的価値と社会的価値が低下するリスクがある。現状、プラットフォーマーの優位性が強すぎて適正な対価が形成されない。【知的利益】</li> <li>「AIの安全性に関する正当な研究を行うために不適切なAIを試作するケース等」(P.10) とあるが、AIを理由に適用除外や免責とすべきではなく、一般的な新技術の安全性の場合にどうするかを振り返ったうえで、同様の法執行をすべきである。【知的利益】</li> <li>「本人の同意なしに声をポルノや名誉毀損にあたる形で使用すること」をリスクの代表例のひとつとして明記すべき。著名人だけでなく一般の国民にも被害が及ぶ可能性がある。著名人の権利を守るパブリシティー権に由来する考え方だけでは国民を守ることはできない。人格権や肖像権に基づく新たな権利の確立も同時に検討いただきたい。【NAFCA】</li> </ul>	ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。	

II.3. (2) 法令の適用とソフトローの活用	ご意見に対する考え方
提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p><b>既存法令・ソフトローを基本とした対応（1/2）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>EUのAI法では、融資や与信分野で信用力評価にAIを利用するようなAIリシステムが高リスクAIに分類されている。しかし、日本では割賦販売法、貸金業法等の既存の法令が存在しすでに規制を行っているため、今回検討している法令案においては射程外とすべきである。【(一社)新経済連盟】</li> <li>ソフトローアプローチの性質に強く賛同し、4月に公開された自主的なガイドラインを通じてガードレールを確立しようとする日本政府の取組を称賛する。【Microsoft Corporation】</li> <li>方向性に賛同。仮に新たな法令規制を検討する際には、国際競争力の源泉たるイノベーションへの委縮効果が生じないよう、適切な立法事実に基づき、短期的観点のみならず、中長期的観点からの検討を希望する。併せて、規制対象や条件等については事業者のみならず利用者等の予見可能性が担保される内容となること、また、既存の個別法やガイドライン等との関係性の明確化も併せて希望する。規制の技術中立性の原則も踏まえた検討を進めていくことに賛同。一方で、本とりまとめ案でも言及がなされているAI生成物であることを識別する技術や、偽・誤情報を見分ける技術に加え、robots.txtを含む著作者の権利留保の意思表示方法やその意思表示を事業者が機械的に識別可能な技術に関する標準・ルール化等の推進についても希望する。【ソフトバンク】</li> <li>AIは既存の法律によって、様々な形で規制されていることを認識し、これらの法律や枠組みを基盤とすることで、過剰な規制を回避し、イノベーションを促進しているという方向性を支持する。【Google】</li> <li>「AIのもたらし得るリスクに対しては既存の法令で一定の対応がなされていることを前提に、更なる制度の検討を行う必要がある」との見解に賛成する。まずは、リスクベースでの検討が必要であり、その上で、リスクが高いものについて、既存法令でカバーできていない範囲、判断が難しいケースを洗い出し、優先度を上げるといった検討が必要と考える。また、仮に新たな法制度を検討するとした場合、「図3 AIのもたらし得るリスクの例に関する整理」において、「主要法令等」が「なし」とされている「人間とAIの負の相互作用」や「AGIが制御不能になる懸念」といった新たなAIリスクへの対応を中心に検討すべき。【JEITA】</li> </ul>	<p>ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>

II.3. (2) 法令の適用とソフトローの活用	提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p><b>既存法令・ソフトローを基本とした対応（2/2）</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>AIのリスク・マネジメントとイノベーション促進との両立を確保するために、AIのリスクに対応するための事業者の自主的な取組を重視するとの立場や、まずは既存の法令枠組みの適用を原則とするとの立場に賛同する。また、それでは対応できないものに対して新しい枠組みの導入を検討する場合は、ステークホルダーに対して幅広く意見を求めることにより、変化の激しく多様なAIバリューチェーンの最新且つ正確な状況を把握するとともに、リスクベース・アプローチで政策立案を進められることを推奨する。また、日本の独自の規制が、国内外企業の日本でのAIの研究開発・実装の妨げや、弊社パートナー企業を含む海外市場を目指す日本企業にとってのグローバルでのコンプライアンスコストの増大に繋がらないよう、国際的な相互運用性の確保を常に念頭におくことも推奨される。【セールスフォース・ジャパン】</li><li>ソフトローを基本としつつ必要最小限のハードローを組み合わせて、変化の速いAI技術に合わせたアジャイルな政策形成が必要である。【(一社)新経済連盟】</li></ul>		ご意見を踏まえ修正いたします。

II.3. (2) 法令の適用とソフトローの活用	提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p><b>ガイドライン等の整備・改訂</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>業法などの既存法令で、人間が主体となる行為に関する記載があった場合、今後それをAIが代替した際に発生する問題についての議論を進め、一定の指針やガイドラインが示されることが望ましい。【JEITA】</li><li>ガイドライン、手引き、契約雛形、考え方を纏めた資料等を作成する際には、関連するステークホルダーの声を公平に汲み取り、透明性のあるプロセスを経ることが重要。また企業の実務において、対応可能な内容となることを望む。利害関係者の一部のみの意見を中心にまとめた、技術的または企業実務における実現可能性を考慮していないケースでは、対応に苦慮することも想定され、AI活用の阻害や、適切にルールが守られなくなる可能性も高まってしまう。【JEITA】</li><li>法令に関しては、要求事項やその水準が曖昧な場合、競争力が阻害されかねないため、できる限り、要求事項やその水準を明確にすることが望ましい。【JEITA】</li><li>技術的要件については、国際標準やJIS等の標準を参照する方法もあるため、これらを考慮することが必要と考える。【JEITA】</li></ul>	ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。	

II.3. (2) 法令の適用とソフトローの活用	提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p><b>法整備を実施する場合の留意点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法令の適用範囲について、地理的および時間的な指定が明示的に必要である。過去に作成されたシステムや今後開発・検討される施策が適用外となる場合、それが法令の抜け道となるおそれがある。【AiCAN】</li> <li>法令による規制が行われる場合は、自主的な努力による対応が期待できない理由が明示され、規制の透明性が高まるこことを期待する。【JEITA】</li> <li>罰則有無に係る検討について記載されているが、リスクへの対応は必要不可欠な事項である一方で、我が国の競争力を高めていくには、AIのイノベーション促進を進めていくことが最も急務であると考えられ、罰則を付けることは、イノベーションの促進や関連する研究開発活動を委縮・阻害する可能性があり、一定の義務や責務により実効性を確保すべきである。【(一社)新経済連盟】</li> <li>この線引きをする際に、具体的には政府側、事業者側はだれが関わるのかについて、言及いただきたい。特に事業者側においては、AI活用により新規参入する事業者と、すでに市場において事業活動をしていて新規参入する事業者にその事業を脅かされる事業者があり、双方の折り合いをつける状況・必要性が発生するため、三者による取り組みが発生すると考える。【日立製作所】</li> </ul>	<p>ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>	
<p><b>規制対象とするAI</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学習データやモデルのパラメータ数等、AIモデルの規模が必ずしも性能と関係があるわけではないという指摘には賛成である。AIモデルの規模により規制を設ける場合、リスクの高いケースを効果的に対応できない可能性がある。仮に規制を検討する場合も、その用途や学習データの機密性等の、規模以外の要件も加味する必要がある。【(一社)AIガバナンス協会】</li> </ul>	<p>ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>	

II.3. (2) 法令の適用とソフトローの活用	提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<b>事業者の自主性の尊重</b>	<p>・ イノベーションを阻害しないよう、法令とガイドライン等のソフトローを適切に組み合わせ、基本的には、事業者の自主性を尊重し、法令による過度な規制とならないことが望ましい。事業者の自主的な努力による対応が期待できないものについて、具体的に示されることが望ましい。【FDUA】</p>	ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
<b>スタートアップ等への配慮</b>	<p>・ スタートアップ企業も含め、様々な規模の事業者が対応可能な制度とするという点については、イノベーションを促進する観点から賛成である。また、法制度を検討する際、スタートアップも含めて幅広い事業者からの意見を聴取することも重要だと考える。【(一社)AIガバナンス協会】</p> <p>・ AIシステムを開発・提供する事業者がAIガバナンスを実行するには、人的・金銭的コストがかかる。特に社会課題解決およびイノベーションの一旦を担うスタートアップ企業では、そのコストが大きな障壁になりうる。国をあげた「AIガバナンス人材の育成」や「AIガバナンスを実施する企業への金銭的援助」等の施策が必要になると思われる。【AiCAN】</p> <p>・ 規制の対象事業者について、対応コストが高く大企業しか対応できないと事実上の参入障壁となるため、スタートアップや中小を含む全ての事業者が対応可能なものとなることを強く希望する。【JEITA】</p>	ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
<b>研究目的の不適切AIの作成が阻害される</b>	<p>・ AIの安全性を評価する研究を行う上で、不適切なAIの試作や、ジェイルブレイクやプロンプトインジェクションといったAIに対する攻撃の試行等を行う必要があり、過度な規制を行うと正当な研究の進展を阻害することになるため、規制の適用範囲を適切に設定・線引きする必要がある。【(国研)情報通信研究機構】</p>	ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

II.3. (2) 法令の適用とソフトローの活用	
提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p><b>萎縮効果を減少させる対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>研究は、常識の範囲を超えて挑戦することで新たな発見をもたらし、イノベーションの創出となる。米国のデジタルミレニアム著作権法では、一定の状況下でのコンテンツの使用やコピーを認めており、明確な許可が安心を与えて次の行動に繋がっている。イノベーションを推進するという観点から、問題のない事項を明確に定めることで研究活動を守り、抽象的な表現による規制によってAI研究の挑戦を止めることのないよう、留意が必要である。【(国研)情報通信研究機構】</li><li>今後、研究機関等のAI研究者が安全性に関わる研究の一環で、民間企業などが作成した生成AIモデルのリバースエンジニアリングや脆弱性の分析・公表などの研究活動を妨げることがないよう適切な規制範囲の明確化をお願いしたい。また、脆弱性の公表などに関しては、従来のセキュリティ研究者のプロトコルに従い、関連企業や組織へ事前に報告し、脆弱性が改善されたことを確認した上で公表するという手順を踏襲することが重要である。その上で、業務威力妨害などの事案が起きないように配慮し、AI研究者やその所属組織のセキュリティを確保する仕組みを整備する必要がある。【(国研)情報通信研究機構】</li><li>企業としては、極力不適切な利用態様（例、差別的なAI利用）を避けたいと思っているものの、現状では、「何が不適切な利用か」の線引きが難しく、萎縮効果を生む可能性がある。政府がリードして、何が適切な利用で、何が不適切な利用か、という点について、社会的な合意を形成していただきたい。また、そのような社会的合意が形成されるまでは、様々なAI利用促進を果敢に行っている企業が、意図せず何らかの法的責任を負わされるような事態を避けることを望む。【(一社)新経済連盟】</li></ul>	ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

II.3. (2) 法令の適用とソフトローの活用	提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<b>技術中立性</b>	<p>米FTCは、2024年9月25日、AIを使った誤解を招く広告や詐欺的スキームの取り締まりを発表した。このような法執行の経験に基づき、FTCは企業に、繰り返し「機械学習は、法律を違反して良い理由にならない」「企業は法律違反の隠れ蓑としてイノベーションを主張することはできない」など、AIであるからといって適用除外にはならないと述べている。この原則は民主主義の法治国家に妥当し、わが国でも尊重されるべきである。【知的利益】</p>	ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
<b>真に守る必要のある権利利益</b>	<p>「真に守る必要のある権利利益」について、詳細な検討と記載を希望する。著作権や肖像権は憲法が保障する基本的人権であり、これを軽視することは憲法の理念に反する行為で、慎重な対応を求める。【NAFCA】</p>	ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
<b>自殺対策</b>	<p>図3について、「人間とAIの負の相互作用」に対応する主要法令として、「自殺対策基本法」を加えるべきではないか。【個人】</p>	ご指摘のとおり修正いたします。

II.3. (2) 法令の適用とソフトローの活用	提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<b>修正意見（P10 10行目～12行目）</b>	<p>・「法令とガイドライン等のソフトローを適切に組み合わせ、基本的には、事業者の自主性を尊重し、法令による規制は事業者の自主的な努力による対応が期待できないものに限定して対応していくべき」（P.10）との方向性が示されているが、ソフトローへの対応は、各社の判断に委ねられており、人的リソースの限られるスタートアップ等にはコンプライアンス対応上の懸念も残る。そのため、企業規模に応じた対応のあり方に関して、具体事例の周知等による一層の情報提供を行うことにつき、中間とりまとめに明記するよう要望する。【（一社）新経済連盟】</p>	ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
<b>修正意見（P8 11行目～12行目）</b>	<p>・「我が国では、現時点においては、AIに起因するリスクや問題の対処にあたって、各分野の所管府省庁が法令やソフトローにより対応しているところである。」（P.8）に関連して、AIの利用においては、システムやサービスの提供者が複数存在し、責任の所在が不明確になりがちであるため、当該課題についても明記する方が理解を得られやすい。【日立製作所】</p>	ご意見として承ります。なお、各主体の役割、責任を明確化することは重要であるため、その旨「II.3.(3) リスクへの対応」に記載しております。
<b>修正意見（P8 28行目）</b>	<p>・「柔軟性に欠けるといった欠点がある」（P.10）との記載について、ソフトローの利点は法令に基づく罰則を設ける場合の欠点でもあるため、「柔軟性に欠け、さらに国際情勢や最新技術の動向に合わせた迅速かつ柔軟な対応が難しいという欠点もある」に変更することも一案ではないか。【JEITA】</p>	ご意見として承ります。
<b>修正意見（P8 29行目）</b>	<p>・「規制を伴わない法令」（P.8）の趣旨が不明確である。直後に「事業者の義務や責務が明記される」とあるので、「制裁を伴わない法令」という趣旨であると推測されるが、「制裁を伴わない法令」「基本方針のみを定めた法令」など、より分かりやすい表現に修正することが望ましい。【（一社）AIガバナンス協会】</p>	ご指摘を踏まえ修正いたします。

II.3. (2) 法令の適用とソフトローの活用	
提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<b>修正意見 (P9)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>図3について、採用や退職に関する判断だけでなく、採用時・退職時だけでなく就労期間中も対象とすべきではないか。【個人】</li> </ul>	ご指摘を踏まえ修正いたします。
<b>修正意見 (P9)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>ディープフェイクや偽・誤情報に関しては、発信者情報開示との関係でプロバイダ責任制限法も関係するのではないか。【個人】</li> </ul>	ご指摘を踏まえ修正いたします。
<b>修正意見 (P10 20行目～21行目)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>「何が規制の対象となり、事業者の活動はどこまで許容されているのかといった線引きを明確化すること」(P.10)とあるが、法律によってそのような点を明確に線引きすることは困難である。(規制の対象等について、「線引きを明確化すること」ではなく、「事業者の予見可能性を可能な限り確保する」といった現実的な表現に改めることが望ましい。【(一社)AIガバナンス協会】</li> </ul>	ご意見として承ります。なお、必ずしも法律による線引きを想定して記載しているものではありません。
<b>修正意見 (P11 21行目)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>「民主的行政責任」(P.11、19)という言葉が耳慣れず、また、広島AIプロセス等でも使用されている形跡が見られない。2024年のG7イタリア閣僚宣言では、“rule of law, due process, democracy, human rights”という表現が使われているため、例えば、「民主的行政責任」を「民主主義及び人権」などと修正することを提案する。【(一社)AIガバナンス協会】</li> </ul>	ご指摘を踏まえ修正いたします。

II.3. (3) リスクへの対応	提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<b>賛成意見</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載のアプローチは、ガバナンスの取り組みが意図するリスクを本質的に理解しており、強く賛同する。【Microsoft Corporation】</li> <li>今後顕在化するリスクに対して政府と事業者が連携して適切に対応することの重要性について賛同し、そのために必要な情報提供については誠実に対応してまいります。また、こうした情報連携の過程においては、法の支配、適正手続き、民主的責任行政などの広島AIプロセスにも含まれる基本原理を遵守すべきであり、政府の恣意的権限行使を抑止し、事業者等の予見可能性低下や委縮効果を生じさせないよう対応する必要があるとの報告書の立場についても賛同する。【セールスフォース・ジャパン】</li> </ul>	ご意見として承ります。
<b>安全性評価の在り方</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全性評価について、AIシステムの用途やリスクレベルによって評価の負担が大きく異なると思われるが、現状の記載ではリスク区分の基準が明示されておらず、・高リスク用途（医療や自動運転等）と低リスク用途（マーケティング支援等）が同じ評価基準で扱われる可能性や、リスク区分が不明確なため、評価負担の過剰化が発生する懸念がある。そのため、高リスク・中リスク・低リスクの用途を具体的に定義し、それに応じた評価基準と対応策を設け、低リスク用途では、簡易的な評価手法を認める仕組みを整備することが必要であると考える。【JEITA】</li> </ul>	ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

II.3. (3) リスクへの対応	提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p><b>国際整合性</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>「諸外国においては学習の計算量といったAIの規模や利用者数により規制等を設けているが、規模に依存しない高性能なAIが開発されていること等を踏まえ、どのような要素を考慮すべきか検討が必要である」という箇所について、P3で挙げられた「国際的な相互運用性」の基本原則の観点からは、学習の計算量など、海外とも足並みを揃えた検討が必要であり、その上で規制対象となるAIを規定することが妥当と考える。【JEITA】</li><li>認証制度については、国際的な相互運用性が重要であり、日本独自のものより、出来る限り国際標準と足並みの揃ったもの、あるいはウォータースルーが可能なものであることがグローバルに事業を展開する企業としては望ましい。なお、認証取得に関するガイドラインと費用補助を提供し、中小企業でも対応しやすい環境を整えることも重要である。【JEITA】</li><li>適用範囲となるモデルを決定する際に考慮される具体的な要因について、明確性を欠いている。国際的な調和は、海外の管轄区域との整合性を高めるためには不可欠である。日本政府が他の海外制度にはない追加的な要因を取り入れることとする場合には、その新たな考慮事項を正当化するために、その判断の透明性と妥当性に関して説明責任を確保する必要がある。これは特に他の管轄区域で採用されているものと異なる要素を考慮する場合に重要である。これを怠ることとなれば、予測不可能性や恣意性が生じ、日本におけるAIの発展が危うくなる可能性がある。この点は、日本においてオープンソースAIを含め、活気に満ちた生成AIエコシステムを築いていく観点からも重要である。【Meta Platforms】</li></ul>	<p>ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>	

II.3. (3) リスクへの対応	提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p><b>リスクベースアプローチが重要（1/2）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>P10 2. 3. (3) リスクへの対応 人の生命、身体、財産に重大な影響を与える可能性のあるAIに対しては、そのリスクの内容や社会的影響の重大性に応じて規律の必要性を検討すべき。また、AIの利用に関する実態調査・分析を行い、社会全体で認識を共有することが必要。消費者が直面する具体的なリスクを詳しく分析し、その結果に基づいて必要な対策を講じるべき。【(公社)全国消費生活相談員協会】</li> <li>我々は、AI がもたらすリスクに対処するための対策や基準を策定する際に、AI システムが使用される状況、リスクの性質、利害関係者への影響など、さまざまな要因を考慮する必要性を認識している、中間報告で概説されたリスクベースのアプローチを歓迎します。我々は、リスクベースのアプローチが効果的な AI ガバナンスの枠組みの基本であると考えている。ニュアンスのリスクベースアプローチには、3 つの中核的要素が含まれると考える。           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)住宅、雇用、または医療に関する意思決定に使用される AI アウトプットのような、高いリスクをもたらすコンテキストの指定。</li> <li>(2)法的または類似の重大な影響を持つアウトプットのような、意思決定が個人に及ぼす潜在的な影響。</li> <li>(3)完全に自動化されたシステムと、単に人間の判断に情報を提供するだけのシステムを区別した、AI アウトプットが高いリスクの意思決定に及ぼす影響の評価。【Workday Japan】</li> </ul> </li> <li>リスクベースのアプローチをとることの重要性を認識し、健全な政策と意思決定に役立つエビデンスベースのアプローチを推進していることを支持する。【Google】</li> </ul>	<p>ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>	

II.3. (3) リスクへの対応	提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p><b>リスクベースアプローチが重要（2/2）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本におけるイノベーションを妨げず、AIの可能性を実現していくために、今後のフレームワークの詳細を設計する際に、以下の点を考慮することを要望する。情報収集等のルールの適用対象主体の範囲を含め、リスクベースのアプローチを採用し続けるべき。P11にあるように、AIのリスクはモデルの規模や利用者の数といった規模には依存しない。【Google】</li> <li>AI戦略会議がAI開発者、プロバイダ、およびユーザが独自のリスク評価を実施し、AIに関連するリスクを管理するために必要な行動を取るべきであると提言したことを高く評価する。開発者と導入者の両方が使用できるリスク評価と同様のアカウンタビリティツールであるインパクト評価を活用したAI規制もサポートしている。影響評価は、特にEUの一般データ保護規則で義務付けられているプライバシーとデータ保護の分野において、テクノロジーがもたらすリスクを特定、文書化、緩和するために組織で広く使用されている。特筆すべきは、違法な差別につながりかねない潜在的な偏見を検知し、緩和する上でも有用なツールであるということである。影響評価は、リスクの高いAIツールの開発・導入者が実施できる総合的かつ反復的なリスク評価であり、まだ発展途上の技術標準に依存しないため、実用的である。【Workday Japan】</li> <li>リスクへの対応を検討する場合において、単にリスクがあるか無いかという観点ではなく、それぞれのリスクの度合いを勘案したリスクベースのアプローチによって個別に過度にならない対応を検討することも重要である点にも配意すべきである。【（一社）新経済連盟】</li> </ul>	<p>ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>	
<p><b>リスク対応の普及啓蒙が必要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>AIに関するリスク対応にあたり、守るべき一定のラインを示すことは重要と考える。リスクの大小に応じた適切なリスク対応がされるよう、法制化と合わせてリスク対応の考え方についても普及啓発により一層取り組んでいただきたい。【日本電気】</li> </ul>	<p>ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>	

II.3. (3) リスクへの対応	提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<b>各主体の責任に係る国際整合性</b>	<p>日本におけるイノベーションを妨げず、AIの可能性を実現していくために、今後のフレームワークの詳細を設計する際に、以下の点を考慮することを要望する。国際的な基準と調和する形で、各主体の明確かつ適切な定義と責任を設定するべき。中間報告書（案）は、図2や第II章(3)のように、これを行う必要性について定めてはいるが、言及されている主要なアクターの定義や位置づけの方法は、他のほとんどの主要な法域における定義と一致していない。私達は、この点について詳細な協議を行う機会があることを歓迎・期待する。【Google】</p>	ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
<b>懸念事項への対応には手軽に利用可能な措置を考慮すべき</b>	<p>AIモデルの利用に関する懸念すべき事態の対策検討においては、AIエコシステムのさまざまなステークホルダーが提供し手軽に利用可能な様々な安全策や緩和措置を考慮することが必要。特に、企業が比較的容易に実施できるものに注目すべき。例えば、多くのAI開発者や提供者は、偏りを緩和し不正確な意思決定の可能性を減らすようにAIシステムを構成している。具体的には、AIの自律レベルに段階を持たせたり、AI利用において必要に応じ人間を介在させることを促進・奨励したりする方法がある。【セールスフォース・ジャパン】</p>	ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
<b>検討されるべきAIの要素</b>	<p>数学や科学的推論、長期的な計画立案といった高度な汎用能力に関する最先端ベンチマークでフロンティアスコアを示すモデルなどを踏まえ、<math>10^{25}</math> FLOPSという閾値が変更される可能性が高いことを認識しておくべき。なお、FLOPsがモデルへの追加の監視の要否を判断する重要な要素であることに同意するが、それを唯一の指標とすべきではない。【セールスフォース・ジャパン】</p> <p>真に守る必要のある権利利益を保護するために必要な適用内容については、AIの規模やAIサービスの利用者数に基づかず、且つどのような規模の事業者であっても対応すべきものという前提のもとで、規律の必要性を検討すべきと考える。【日本電気】</p>	ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

II.3. (3) リスクへの対応	提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p><b>新法を制定する際の観点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>提示の通り、AIの開発・提供・利用という各場面にて、想定されるリスクや影響を可視化した上、制度が必要と判断するならば立法事実を明確化した上で対応を要望する。また、制度を設ける場合には、可視化したリスクや影響を踏まえた上で、合理的な関係者間の責任分担の在り方を定めることが重要。加えて、リスクが可視化された際、それを抑制する手法やリスク対応を求める適用対象について、どの時点まで遡及するのかも重要な論点。AI開発はその時点における制度に適合する形で対応に着手し、学習には膨大な時間を要する。新たなリスクが顕在化した後、制度が見直され、AI開発を一からやり直すという対応を求められるのは負担が大きい。新たに対応が必要なリスクがあるとして、事後的なフィルター等により対応することも選択肢としては考えられる。リスク対応に係る適応対象の遡及、新たなリスクへの対応手法という観点からも議論を求めたい。【ソフトバンク】</li> </ul>	<p>ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>	
<p><b>ガイドラインによる対策では不十分</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適切なリスク管理のために、ガイドラインに沿って開発者、提供者等の各主体の役割を明らかにしたうえで、責任を明確化する必要がある、とあるが、ガイドラインでは遵守されないこともあります。【個人】</li> </ul>	<p>ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>	
<p><b>修正意見（P11 1行目～2行目）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>責任の主体に利用者も含めるべきであり、利用者の責任についても明確化する必要がある。【AiCAN】</li> </ul>	<p>ご意見として承ります。なお、本文「(略)ガイドラインに沿って開発者、提供者等の各主体の役割を明らかにしたうえで、責任を明確化する必要がある。」の『等』には利用者も含まれております。</p>	
<p><b>修正意見（P11 9行目～12行目）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リスクベースアプローチであることは重要ですが、リスクは影響と発生確率で評価されるべきであり、この点を踏まえ「社会的な影響の重大性や発生確率等を踏まえて」としてはどうかと考える。【独立製作所】</li> </ul>	<p>ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>	

II.4. (1) AIガバナンスの形成	提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p><b>世界のモデル構築賛成</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>日本政府の広島AIプロセスにおけるリーダーシップに賛同する。我が国が各国のモデルとなるようなAI制度を構築し、世界に向けて発信していくことは非常に重要であり、賛成できる。【(一社)AIガバナンス協会】【個人】</li><li>イノベーション促進とリスクへの対応の両立に向けて具体化していく日本のAI制度モデルを元に、広島AIプロセス・フレンズグループなどの枠組みを活用し、産官学が連携し、引き続きAIの安全性に関する世界のルール形成をリードしていくべき。【富士通】</li><li>特にグローバルに活動する企業の視点では、広島AIプロセス国際行動規範の「報告枠組み」を活用することも選択肢として検討し、活用を明確化することで世界のモデルとなる制度になると見える。【(一社)AIガバナンス協会】【JEITA】</li><li>行動規範と報告枠組みに自主的に従う企業は、報告を「再利用」でき、日本の透明性に関する期待を報告枠組みと整合させることができると同時に、OECDや国際的に調整されたプロセスを活用していない組織も、実質的に同じ基準に従うことを確保し、公平性と一貫性が促進される。【Microsoft Corporation】</li><li>国内事業者が海外で事業しやすいように、また、国民にとっても、海外の優れたAI製品・サービスを享受できるよう、制度は相互運用性が高いことが必要。【JEITA】</li><li>ISO/IEC JTC 1/SC 42で制定される標準等を参照することは有効な方法であると考えます。ただし、必ずしも認証を取ることが重要ではなく、リスクの大きさに応じて、事業者の裁量を確保することも重要であると考える。【JEITA】</li><li>多国間の枠組についてしか言及されていないように見受けられる。EU、米国などの二国間の枠組でも国際整合性・運用相互性の議論を日本政府においても進めていただければと考える。【日立製作所】</li></ul>	<p>ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>	

II.4. (1) AIガバナンスの形成	提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<b>世界のモデル構築は慎重にすべき</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界に先立って日本が、という思いには共感するが、世界各国が自国民の権利を守るために規制を進めているところ、日本は率先して世界に対して自国民の権利を差し出している状況である。これはコンテンツ産業を基幹産業と位置付ける日本の方針とも矛盾する。国益を守るために再検討を要望する。【NAFCA】</li> </ul>	ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
<b>世界のモデル構築に遅れている</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>我が国がリードしていくべきであるとあるが、現在、EU・米国のAIに対する規制が世界のグローバルスタンダードになるところでは、日本は後れを取っており、法規制の議論も遅い。まず議論に追いつくことからではないか。【個人】</li> </ul>	ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
<b>修正意見（P12 11行目）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「人工知能（AI）と人権、民主主義及び法の支配に関する欧州評議会枠組条約」（仮称）とあるところ、実際には和訳名が仮称であるとの趣旨と思われるが、あたかも英文の条約名自体が仮称であるかのような印象を受け、誤解を招くので記載を修正することが望ましい。脚注に英文の条約名を記載する、ないし和訳名が仮称であることを記載するといった案が考えられる。【（一社）AIガバナンス協会】【個人】</li> </ul>	ご指摘を踏まえ修正いたします。
<b>修正意見（P12 15行目～18行目）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原案の「2022年11月」について、以下の通り追記すべきと考える。OECDは、2019年にAI原則をとりまとめた権威ある機関である。そのOECDとの統合により参加国が増加したこと、および、閣僚宣言として初めて公表できた点は重要だと考える。</li> </ul> <p>「東京でGPAIサミット2022を開催し、人間中心の価値に基づくAIの活用促進、AIの違法かつ無責任な使用への反対、持続可能で強靭かつ平和な社会への貢献等について各国で合意したほか、結果を閣僚宣言として初めて公表した。2024年7月にはOECDとの統合パートナーシップを経てGPAI参加国は44に達するとともに、アジア地域初のGPAI専門家支援センターが東京に設置され、広島AIプロセスが推進する生成AIの安全性評価に関するプロジェクト等を支援している。」【（国研）情報通信研究機構】</p>	ご指摘のとおり修正いたします。

II.4.（2）国際整合性・相互運用性の確保	
提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p><b>国際整合性・相互運用性の確保に賛成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ベストプラクティスを認識することの重要性に同意し、AIシステムが責任を持って開発・利用されることを確実にする政策を支持。【Business Software Alliance】</li> <li>・ AIガバナンスに不可欠な国際整合性と相互運用性を推奨しているとりまとめ案を支持。【Business Software Alliance】</li> <li>・ 広島AIプロセス報告枠組みに加え、NIST AI RMFやISO/IEC 42001といった国際的な枠組みとの整合性が高まり、これらの活用が進むことを期待。【Microsoft Corporation】</li> <li>・ ISO、IEC等における国際標準化活動について記載することに、賛同。【(一財)日本情報経済社会推進協会】【セールスフォース・ジャパン】</li> <li>・ 国際規範を参考にしつつ、日本独自の経済構造や技術基盤を活かした、積極的で柔軟な対応が重要。AIの安全性や透明性の向上は国際協調の枠組みで進めつつ、国内の自由な市場競争を阻害しない制度設計を希望する。【個人】</li> </ul>	ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
<p><b>国際整合性・相互運用性の確保に足並みを揃えるべき</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際整合性・相互運用性が重要という点は賛成だが、現在の我が国がそうかと言われば疑問である。【個人】</li> <li>・ 生成AIの分野は社会に爆発的に拡散したこと、そのリスクは大きく浮き彫りになり、G7のみならず各国がリスクに対する対策を講じている状態にある。我が国が無規制でAIを推進し、国際社会から爪弾きになるような事態は決して容認すべきではなく、規制と活用の足並みは揃えることが必要だと考える。【個人】</li> </ul>	ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

III.1 全般的な事項	提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<b>AISI関連</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>GPAI、ISO、OECD での国際的な議論を積極的に監視するだけでなく、AI 戦略会議が国際的なベンチマークを行う過程で、米国のNIST AI RMFを考慮することを奨励する。日本のAIセーフティ研究所は、AI RMFとのクロスウォークを発表したが、このような二国間の取り組みは、相互運用性を強化するための有用な出発点となると考える。【Workday Japan】</li> <li>日本が早期にAISIを設立し、国際的なAISIネットワークに参加していることを称賛する。【Microsoft Corporation】</li> <li>AISIネットワークを通じてグローバルな安全性のベストプラクティスのフレームワークを構築することは、世界的に重要なリスクに対応し、国際整合性と相互運用性を確保するために極めて重要。【セールスフォース・ジャパン】</li> </ul>		ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
<b>方向性に賛成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>生成AIのもたらすリスクがすでに顕在化している中、迅速に対応を講じるためには、既存法令の規律分野も含めて、制度的対応の必要性等を早急に検討すべきである。【(一社)日本レコード協会】</li> <li>AI法の検討ありきではなく、既存の法令やガイドラインによる対応を推進し、既存の枠組みでの対応が不可能な場合に新たな法整備の検討を進める方針に賛成する。また、制度が複雑化あるいは重複することでAI事業者の対応が困難となることがないよう、十分配慮されることを期待する。【富士通】</li> <li>政策決定を経験的事実に基づいて行うことで、企業は規制要件をよりよく予測でき、AIの開発における継続性と安定性を確保できる。また、政策立案プロセス全体を通じて透明性が不可欠であり、利害関係者が意味のある関与を行うことで、規制枠組みに対する信頼を醸成することが可能となる。【Meta Platforms】</li> </ul>		ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

III. 1. (1) 政府の司令塔機能の強化、戦略の策定	提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p><b>司令塔機能（1/2）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係省庁に対してリーダーシップを持って各種業法の整備を推進させる役割にふさわしい予算、人員及び権限が与えられるべき。【弁護士ドットコム】</li> <li>策定される戦略においては、民間事業者によるAIサービスの導入推進や、AIの導入推進による政府提供サービスの効率化といった点が議論されることが望ましい。【(一社)AIガバナンス協会】</li> <li>経済安全保障とAI競争力の観点から技術流出や知的財産権の侵害といったリスク、データ流通の在り方、市場競争の不正操作など、多角的な議論がなされることを望む。【(一社)新経済連盟】</li> <li>近年は金融機関に対するサイバー攻撃が顕著であり、AI技術の発展に伴う悪用の増加も懸念される。安全保障の観点でのAI活用については別途検討がなされるもの、とされているがその動向を踏まえた司令塔機能の定義や戦略を策定願う。司令塔の権限を法定化するにあたっては、どのような権限なのかを示したうえで、関係行政機関と慎重に議論を重ねたうえで合意することが望ましい。【FDUA】</li> <li>研究開発や活用は、民間企業が主体となって活動する部分が多く、政府は、そのための支援や調整、制度整備を行うことが重要であり、あくまで司令塔機能は政府内で一的な施策を、民間企業の意見も取り入れながら、推進するためのものである。【JEITA】</li> <li>急速に進化する技術に関する業界関係者と政府との対話を促進するための新しい専門部隊の設立に賛成。日本政府が従来から外部の専門家委員会を招集しており、公聴会の開催を通じて業界の見解を収集するアプローチは一定の評価をすることができ、我々は業界と政府との直接的なコミュニケーションがより効果的であると考える。【Meta Platforms】</li> <li>日本政府（AI戦略の司令塔組織等）の政策に、専門人材の知見の提供も含めて積極的に協力していく。【セールスフォース・ジャパン】</li> </ul>	<p>ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>	

III. 1. (1) 政府の司令塔機能の強化、戦略の策定	提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<b>司令塔機能（2/2）</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>AI安全性の確保を行うAISIと本司令塔の役割と責任を明確かつ有益に定義している。【Microsoft Corporation】</li><li>詳細が不明確な司令塔機能に行政機関へ関与できる権限を持たせる法律を作るのはおかしい。【個人】</li><li>AIのイノベーションを推進するための司令塔機能を強化には反対。特に、利害関係者を司令塔のメンバーとすることは危険で、第三者機関による安全性に対しての評価・検討が必要。【個人】</li></ul>	ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
<b>修正意見（P13 24行目～25行目）</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>縦割り行政の弊害が生じないよう、「関係行政機関の司令塔への協力を必須とする等の義務を明確化するため」と修正してはどうか。【日立製作所】</li></ul>	ご意見として承ります。

III.1. (2) 安全性の向上等	提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<b>総論</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>我が国ではAIの利活用にあたって、品質の不安定さ等に不安を感じる企業が多く、我が国社会にAI技術を浸透させ、グローバル環境下での競争力を高めていくためには、安全性の向上を進め利活用に当たっての不安や憂いを取り除いていくことが急務である。【(一社)新経済連盟】</li> <li>介護の一部（見守り等）や危険業務など、AIが代替することが好ましい分野も多いが、「代替できるが代替することが望まれていない」分野もあることに留意し、業界で働いている人間（クリエイターやプロ棋士など）の意見を尊重しつつ参入制限も考えてほしい。【個人】</li> </ul>		ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
<b>透明性確保の重要性</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>AI技術に対する人間の監視を可能にするためには、透明性が不可欠であり、人間がAIシステムを管理し、その起源、限界、適切な使用方法を理解するための文書を整備すべきである。【セルスフォース・ジャパン】</li> <li>他者の情報を利用するという人間をデータ化するような取り組みに対しては透明性のある人間を中心のAIにするべきで、まずは厳しい法制度の元で活用を広めていくべきである。【個人】</li> <li>技術、学習データ両方の安全性や透明性が確保されることで開発する側も、利用する側も安心できる。安全性と透明性に配慮したAI技術が主流になり、健全性が世間に認められれば、開発に協力するコンテンツホルダーも増加すると思われる。【個人】</li> </ul>		ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
<b>透明性確保のための対応</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>透明性の確保について、政府は基本原則を示すにとどめ、具体的にどのように透明性を実現するかは事業者に委ねるべき。詳細な開示項目を列挙することは、事業者に実現可能性のない要件を強いるおそれがある。また、透明性の確保を求める場合、関連性のある有用な情報を対象し、企業秘密の開示を避け、AIに関連する具体的なリスクに見合ったものでなければならない【Amazon】</li> </ul>		ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

III. 1. (2) 安全性の向上等	提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<b>安全性措置</b> <ul style="list-style-type: none"><li>安全性措置を行う上で、利益、リスク、コスト・負担を考慮した上で、それぞれの状況において合理的な範囲と適切な方法による実行が推奨されていることが重要である。【JEITA】</li></ul>		ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
<b>オープンソースの優位性</b> <ul style="list-style-type: none"><li>透明性はAIの安全性を確保するための前提条件であり、特に下流の開発者やエンドユーザーにとって重要である。この観点から、オープンソースのAIモデルはクローズドなモデルよりも明らかな優位性を持っている。オープンソースにすることで、より広い開発者や研究者のコミュニティがモデル内部の動作を検討し理解することが可能になり、改善への貢献が促進される。【Meta Platforms】</li></ul>		ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
<b>無差別での学習の禁止</b> <ul style="list-style-type: none"><li>適正性の確保のため、無差別での学習の禁止という文言を加えてほしい。また、無断学習をした場合の刑事罰を定めてほしい。【個人】</li></ul>		ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

III. 1. (2) ①AIライフサイクル全体を通じた透明性と適正性の確保	提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p><b>学習データの開示について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者がリスク判断に必要十分な項目を検討し、提示することは重要。【JEITA】【個人】</li> <li>生成AIの安全性を向上するためには、AI開発・提供事業者が機械学習に用いた著作物等の情報を記録・保存し、所定の手続きによって関係者が速やかに情報提供を受けることができる制度が必要である。【(一社)日本レコード協会】</li> <li>開発者は提供者に、提供者は利用者に適切な情報を共有するにとどめ（一方通行）、その情報をもとに利用者が適切にAIを利用するという枠組みが理想であると考える（例えば利用禁止方法などを明記し、利用者が遵守する等）。また、情報共有の義務を負う当事者を適切かつ明確にする必要があると考える。事業毎に、開発者、提供者の具体的な役割は異なり、商流内の自身の役割を超えた情報提供は困難。情報開示義務を課す場合、当該義務が適切な情報保有者に課される制度とする必要。【JEITA】</li> <li>欧州連合（EU）では、DSM指令において学習段階でのコンテンツホルダーによるオプトアウトを条件付きで盛り込んでいるほか、米司法省もグーグルの検索サービス市場における支配解消のため、検索の回答に情報が使われることを、ウェブサイト側で拒否できる仕組みの導入を求めている。国際的な動向を踏まえ、著作権の保護を強化とともに、AI事業者に対し学習データの開示義務を課すなどの対応を取るべき。【(一社)日本新聞協会】</li> <li>AI開発者や提供者の負担を考慮して学習データの開示が限定的になることで、学習元のデータ提供者の負担が大きくなっている。AI開発者、提供者だけでなく、データ提供者も守られる仕組みとしてほしい。【個人】</li> </ul>		ご意見を踏まえ修正いたします。

III. 1. (2) ①AIライフサイクル全体を通じた透明性と適正性の確保	
提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p><b>政府による情報収集の範囲は必要最小限であるべき、また明示すべき</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政府が事業者に対して情報開示を求める場合、具体的なリスクと密接に関連し、意図された目的を果たすために必要最低限の範囲で行われることを求める。また、学習データやその他の情報の開示を要求すること、AIの開発者や提供者にAIの説明可能性を義務付けることには慎重になるべき。【Amazon】</li> <li>情報収集は過度なものであってはならず、（日本独自のスタイルや形式ではなくG7のAI原則を含む主要な国際的取組に沿ったもので）実質的な内容に焦点を当てるべき。【Google】</li> <li>情報開示を行うことは事業者の秘密に抵触し事業者の開発意欲等を阻害するおそれがあるため、事実上の社会インフラとなっており広く国民の生命・身体・財産等の人権に関する重大なリスクを有するAIのような事例を除き、開示を広く義務付けるようなことは避けるべき。【弥生】</li> <li>政府が情報収集する際に、基礎的な学習データやその他の情報に関して、知的財産や企業秘密を含む可能性がある場合、プライバシーの懸念を生じさせたり、ネットワークや情報システムのセキュリティを危険にさらす可能性がある場合は、開示要件を課すことを避けるようにすべき。【Business Software Alliance】</li> <li>AI開発者等から情報開示を受けた情報受領者が、その情報を適切に保管管理するための組織的・技術的対応に関する検討を希望。また、単なる情報提供に留まると事業者にとっては負荷となるのみだが、認証や認証取得者へのインセンティブ付与、提供した情報を活用した認証付与といった議論も併せて進むと情報提供のインセンティブともなる。【ソフトバンク】</li> <li>政府がAIに関する情報を収集する際は、利用目的を明確化したり、情報管理について厳格な基準を設けたりする等、情報の取り扱いを制限することが考えられる。また、たとえ任意に事業者などの民間組織から情報開示を求めるものであっても、政府からの要求である以上、事実上の強制力が伴い得ることに留意する必要がある。情報開示については、目的の正当性、目的との関連性、必要性、相当性について事前に十分な検討がなされる必要があり、その適正性を担保する手続きが確保されるべき。【個人】</li> </ul>	<p>ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>

III.1. (2) ①AIライフサイクル全体を通じた透明性と適正性の確保	
提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p><b>指針と「AI事業者ガイドライン」等との関係性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務省・経産省の「AI事業者ガイドライン」の存在を踏まえ、提案されている国による指針の策定に関しては、あくまで大きな方向を示した大局的な記載をすべき。【JEITA】</li> <li>・ 「AI事業者ガイドライン」と国による指針の重複は避けるべき。【Amazon】【Business Software Alliance】</li> <li>・ 現時点で過度に詳細な規則や指針を設定することはイノベーションを妨げる可能性があるため、新たに指針を設ける場合は、「AI事業者ガイドライン」における遵守事項と連続性・整合性がある、大きな方向性を示すものとすべき。【(一社)AIガバナンス協会】【Business Software Alliance】【富士通】【セールスフォース・ジャパン】</li> <li>・ 「広島AIプロセス等の国際的な規範の趣旨を踏まえた指針を政府が整備等し」とあるが、広島AIプロセス国際指針・行動規範を踏まえた遵守事項は既に「AI事業者ガイドライン」に含まれている。【(一社)AIガバナンス協会】</li> <li>・ 既に詳細なAI事業者ガイドラインが存在することを踏まえれば、指針は、技術の急速な進歩に対応できる機動的なものであるべき。細かい内容のものであるべきではない。【Google】</li> <li>・ 指針は、「AI事業者ガイドライン」等の既存のガイドラインとの整合性や、用語の共通化等に配慮し、利用者を含むAI事業者が容易に解釈できるものとすべき。また、下位のガイドラインが乱立する事態は避けるべき。【個人】</li> </ul>	<p>ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>

III.1. (2) ①AIライフサイクル全体を通じた透明性と適正性の確保	
提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p><b>指針の内容について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指針を策定する際にも、パブリックコメント等、意見を述べる機会が設けられるべき。【JEITA】</li> <li>安全性の向上等に向けた指針の遵守を企業に求める際には、その指針の内容がイノベーション活動を阻害・委縮しないようにすること、産業界の活用実態と乖離しないよう産業界や経済界の意見を適切に把握しながら作成されることを望む。【(一社)新経済連盟】</li> <li>関係省庁等すでに公表されているガイドラインや考え方との整合性を踏まえ、関連する諸指針等の政府文書を構造的に整理し、相談窓口も含めてポータルサイトに掲示するなど、国民や事業者が分かりやすい形で周知すべき。【(一社)新経済連盟】</li> <li>広島AIプロセス等との整合性を求める。【Microsoft Corporation】</li> <li>指針は規制的なものではなく、柔軟かつ技術の急速な進歩を反映したものである必要がある。【個人】</li> </ul>	ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
<p><b>国際的な枠組み、基準の策定と、活用の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>G7の行動規範との相互運用性を確保するため、OECDで合意された枠組みに沿った自主的な報告のメカニズムを活用すべき。【Amazon】</li> <li>各国の間の規制上のギャップを埋めるのに役立つグローバルな技術基準の策定について、関係国と協調を進めるべき。【Amazon】</li> <li>広島AIプロセス行動規範報告枠組みを活用して、サプライチェーン全体での高度なAI安全性の実践に関する情報を収集し、国際整合性をさらに強化し、透明性を促進するべき。【Microsoft Corporation】</li> </ul>	ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p><b>事業者による情報提供の協力</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「国内外の事業者による情報提供等の協力」が必要なケースを明確にすべき。国民の権利、利益を侵害するなどの重大な問題が生じた場合、あるいは生じる可能性が高いことが検知された場合をのぞき、法制度ではなく、「AI事業者ガイドライン」のようなソフトローの枠組みで、国内外の事業者に対して自主的な情報提供を求めるのが適当である。【NTTデータグループ】</li> </ul>	ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
<p><b>各主体間における方策について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バリューチェーン上の情報の非対称性も踏まえ、各主体が連動して透明性と適正性の確保を徹底していくことが重要。【(一社)AIガバナンス協会】</li> <li>具体的に透明性のあり方について議論する際には、事業者間での契約等で積み重ねられている実践を踏まえ、ステークホルダー間での信頼とセキュリティを確保できる方策を検討することが重要である。【(一社)AIガバナンス協会】</li> <li>開発者－提供者間の情報提供については、提供者の説明責任を果たすためにも制度化により、一定の情報提供を義務付けることが有効であると考えるが、提供者－利用者間は、目的に応じて情報提供の要否とその内容が決定されるべきであり、制度化には適さないと考える。【NTTデータグループ】</li> <li>各主体においては情報の非対称性が存在するため、各主体間における責任分担や情報共有が適切に行われるよう、政府による指導・助言、ガイドラインの作成等を求める。【LINEヤフー】</li> </ul>	ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
<p><b>安全性向上のための技術の開発、実装が重要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>AIの社会的な受容性だけでなく経済安全保障上も重要な観点であるため、AIの安全性は守られるべきものと考えるが、過度な規制はAI利用を阻害するため、技術的に安全性を担保する手段などを用いるなど、負荷の少ない方法を検討を望む。【Acompany】</li> <li>情報の受信者がAIで生成した情報であるか否かを判断する技術や、情報の発信者が情報の確からしさを証明できるようにする技術の開発や社会実装が重要である。【富士通】</li> </ul>	ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

III.1. (2) ①AIライフサイクル全体を通じた透明性と適正性の確保	
提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p><b>生成AI使用の表記を義務付けるべき</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>AI生成コンテンツであることの表示を義務付けることによってユーザーの認識可能性を確保すべき。【(一社)日本レコード協会】【個人】</li> <li>ディープフェイクについては作成者情報の開示を義務付けることによって権利救済の実効性を高めるべき。【(一社)日本レコード協会】</li> <li>AIであることの表示義務を課すなどの透明性の義務付けは、特に生成AIを特別扱いすることなく、法令を適用すべき。【知的利益】</li> <li>AIサービス提供者の告知義務を、今後の指針整備の過程で検討すべき。【(一社)新経済連盟】</li> <li>電子透かしや来歴証明等の技術に関しても義務化してほしい。【NAFCA】【個人】</li> <li>生成AIによる出力物なのか人の手によるものなのかという論点による混乱が既に生じており、これ以上のトラブルを回避するためにも、その区別を記載することを義務化する必要がある。【個人】</li> <li>電子透かし等は、画像の切り取り、SNSへの投稿等の際に消せることのないようにすべき。【個人】</li> </ul>	ご意見を踏まえ修正いたします。
<p><b>修正意見（P14 20行目）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「透明性の確保を含む適正性」とあるが、本節では透明性と適正性が並列に論じられてきているので、この箇所だけ包含関係で説明するのは違和感を覚える。「透明性及び適正性」に修正することが望ましい。【(一社)AIガバナンス協会】</li> </ul>	ご指摘を踏まえ修正いたします。

III. 1. (2) ②国内外の組織が実践する安全性評価と認証に関する戦略的な促進	ご意見に対する考え方
提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p><b>基準が必要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>AIシステムの監査人の専門的基準や、監査レベルを保証する管理団体等、AIにおける第三者による独立監査のための強固なインフラは現時点では存在しないと認識している。認証・監査体制を支える技術標準の多くは、未だ議論が行われている段階。共通の基準がなければ、監査の質は大きく異なってしまい、共通の基準なしでは客観的なベンチマークに基づく評価を行うことが困難である。【Amazon】</li> </ul>	<p>ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>
<p><b>第三者認証、評価の制度設計は慎重な検討が必要（1/2）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>技術的な第三者認証は極めて困難と考えられるため、マネジメントの認証等、実現性、有効性等を考慮して、その活用を主として検討するようお願いしたい。【日立製作所】</li> <li>ネットワーク防御者がAIシステムをどのようにネットワークを保護しているかを示す情報は非公開の場合でも、サイバー攻撃者にとって防御突破の手がかりとなり、ネットワークおよび情報システムの安全性を損なう可能性がある。また、国際標準化機構などの国際的な標準化機関が、合意に基づく相互運用可能な標準を策定・成熟させることを許容する必要があると考える。これらの要素を踏まえ、慎重な対応を求める。【Palo Alto Networks】</li> <li>過去の事例やAIのような先端技術に対する評価の難しさを考慮して、認証制度の創設・導入を行うことは反対である。【弁護士ドットコム】</li> <li>評価する際に詳細なデータまで提供すると、目的外使用の可能性が高くなるため、検討が必要である。特に、母数が少数のデータや、稀な少数事例については、個人が特定される可能性が高い。【AiCAN】</li> <li>事業者にとって認証取得が大きな負担になり得ることから、特定の認証取得の義務付け（事実上の義務付けも含む）は避けるべき。【弥生】</li> <li>多種多様な認証制度が乱立して事業者・利用者双方に混乱や負担が生じないよう、全体的な整理と基準の明確化をお願いしたい。【FDUA】</li> </ul>	<p>ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>

III. 1. (2) ②国内外の組織が実践する安全性評価と認証に関する戦略的な促進	
提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p><b>第三者認証、評価の制度設計は慎重な検討が必要（2/2）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>過度な報告義務や規制がスタートアップ企業に対して、リソースを過度に消耗させ、技術革新を遅らせる恐れがあるため、負担を最小限に抑える方策が求められる。【ikura】【(一社)新経済連盟】</li> <li>具体的なユースケースに近い領域での認証枠組みが整備されなければ、イノベーションが阻害される恐れがある。【(一社)AIガバナンス協会】</li> <li>AIの監査基準がまだ成熟していないことを踏まえ、現段階では、第三者認証ではなく、リスクの高いユースケースに対して、徹底した社内での影響評価実施に重点を置くことを推奨する。【Business Software Alliance】</li> <li>第三者認証は必ずしも常に必要というわけではなく、高リスクのユースケースに限定されるべき。高コストがスタートアップ企業にとって障壁となり、イノベーションや市場参入を妨げる可能性がある。サイバーセキュリティやプライバシーと異なり、現時点ではAIに関する監査可能な基準が成熟していない。行うのであれば、共通の基準による公平な評価や監査結果の公表を事業者に求めないことを推奨する。【Microsoft Corporation】</li> <li>公的な認証制度は、その設計によっては、対象サービスの新規開発・更新時に審査に非常に時間がかかり市場投入が遅れる、対応コストが事業者や利用者の負担になるなど、革新的サービスの開発・提供の促進との両立が困難になるリスクがある。【セールスフォース・ジャパン】</li> <li>目的に応じてどのような認証・保証を取得すべきかを適切に判断することが重要であり、今後基準策定等を進める際にも、必要な認証・保証レベルごとに段階的な制度設計とすることなどが求められる。【(一社)AIガバナンス協会】</li> <li>AIの安全性の考え方やその対応策は、ユースケースにより異なるため、分野や業界ごとの制度に上乗せで一律のルールや評価基準を設けることは過度に複雑化する。AI事業者ガイドラインなど既存の共通的なルールを活用しながら、分野や業界ごとに規律を設けることが妥当。【富士通】</li> </ul>	<p>ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>

III. 1. (2) ②国内外の組織が実践する安全性評価と認証に関する戦略的な促進	
提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p><b>第三者認証が重要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学習ソースの不透明さから生成AI全体への不信感が広がっており、真にクリーンなAIであっても証明が困難な状況。認証サービスを通じて権利保護と安心感の両立を目指してほしい。【NAFCA】</li> <li>我が国の文化や言語、歴史を尊重した安全性の高いAIシステムを広く普及させるためにも、認証制度整備に向け早急に議論を進めることを要望する。尚、検討においては、安全性や法令順守はもとより、説明可能性や責任分担明確化、サービス提供国における文化適合性、紛争解決の難易度、インフラ・データの所在地等が考慮されることを希望する。【ソフトバンク】</li> <li>どのような認証制度にすべきかを早急に議論を深めていき、その際、企業に過度な負担を強いることなく、かつ、認証を取得することが企業活動にとってインセンティブとなるような制度設計となるよう、政府としても目配りしていくべきである。【(一社)新経済連盟】</li> <li>多くの事業者が認証を希望する場合は、今後、審査員不足が課題となる可能性があり、審査員を含めた人材の育成が必要になる。【日本電気】</li> <li>国外事業者にも適用されることを望む。【個人】</li> </ul>	ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
<p><b>国際整合性が重要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>提案されている認証制度は、国際的に整合したものであるべき。【Google】</li> <li>多くの国レベルでの認証スキームが存在しているサイバーセキュリティに関しての教訓を生かすべき。【セールスフォース・ジャパン】</li> <li>各国の独自の認証制度は、外国企業の当該国での事業展開、当該国企業の海外での事業展開の双方の阻害要因になるリスクを避けるため、国際的な相互運用性の確保を前提に制度設計が進めることが重要である。【セールスフォース・ジャパン】</li> </ul>	ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

III. 1. (2) ②国内外の組織が実践する安全性評価と認証に関する戦略的な促進	
提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p><b>利用者の役割をより明確にする必要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>AIシステムの利用が具体的なユースケースに適しているかどうかを評価し、適切なテストを実施する等、AIの安全性と責任ある利活用のために、利用者が果たすべき役割があることを明確にするよう求める。重大なインシデントを回避するためには、利用者が果たすべき重要な役割があると考える。【Amazon】</li> </ul>	ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
<p><b>修正意見（P15 7行目～9行目）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文意を伝わりやすくするため、記載を変更することも一案と考える。【JEITA】</li> </ul> <p>○該当箇所：AIの安全性を評価することも考えられる。⇒ AIの安全性を判断可能とすることが望ましい</p>	ご意見として承ります。なお、ここでは、将来的に有用な第三者認証が確立された場合においてはAIの安全性を評価することも考えられるという可能性について述べているにすぎず、望ましいか否かという価値判断はしておりません。

III. 1. (2) ③重大インシデント等に関する政府による調査と情報発信	
提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p><b>政府による調査について（1/3）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国内におけるAIの普及を促すため、AIが各企業において具体的にどのように活用されているのか、事業者の秘密に抵触しない範囲で国が情報を収集し、事例を公表すること等を検討すべきである。なお、重大インシデントに関するものも含め、政府による調査・情報収集の範囲・条件をより明確であるべき。【弥生】【Amazon】</li> <li>「権利侵害」、「利益侵害」、「事故の範囲」、その他の「サプライチェーンリスク」、「日常生活で広く使用されるAIモデル」の範囲などの「AI由来の深刻な事件」を決定するための定義及び具体例があれば、読み手がより深く理解することが可能である。【NTTデータグループ】【Meta Platforms】</li> <li>AIの利用に起因するインシデント発生時の報告窓口を一本化する等、事業者側の業務が煩雑にならない制度整備とこれらに対応できる体制づくりを望む。例えば、個人情報等でも同様にインシデント対応・行政指導がなされてきているとみられるため、その体制等を参考にすることも一案と考える。【JEITA】</li> <li>AIインシデントの報告に関し、政府は慎重になるべきである。報告に伴う負荷や広範な開示によるサイバー攻撃を受ける可能性などが課題である。もし、実施する場合は深刻な被害なものに絞り、事業者への負荷に考慮することが求められる。なお、AIのバリューチェーンは多様かつ複雑であるため、AI利用者の役割と責任を明確にすべき。【Business Software Alliance】</li> <li>法制度による対応を行う場合においては、予見性の観点から重大インシデントを具体的に明確化するとともに事前のその周知を行うなどの対応が必要である。【日本電気】</li> <li>既存のインシデントおよび侵害報告要件との整合性を考慮するよう求めます。新たなAIインシデント報告要件は、明確に定義された重大な被害、特に意図しない結果や誤作動に焦点を当てるべきであり、サイバーセキュリティインシデントの報告など、既存の枠組みとは異なる基準を設けるべきではない。【Palo Alto Networks】【(一社)AIガバナンス協会】</li> </ul>	<p>ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>

III. 1. (2) ③重大インシデント等に関する政府による調査と情報発信	
提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p><b>政府による調査について（2/3）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政府による調査や情報発信の際に、企業が保有する営業秘密や技術情報が開示・漏洩しないような制度設計が必要と考える。営業秘密は一度でも開示・漏洩されると、その価値が著しく棄損され企業の競争力低下に繋がるため、本記載も営業秘密により配慮した記載に変更されるのが望ましい。【JEITA】【日立製作所】</li> <li>調査対象となる閾値は、必要に応じて産業界や経済界等の意見を把握しながら、国民や事業者が納得する形で設定のうえ、過剰な調査にならないようポリシーや調査範囲の明確化など配慮が必要である。【(一社)新経済連盟】【日立製作所】</li> <li>法制度によって民間事業者等に協力させるという制度実例としては、個人情報保護法によるPPCへの報告義務が想起されるが、かえって報告義務の厳格さが事業者の顧客対応を遅延させるなど、弊害も見受けられる。これらに配慮した制度設計を望む。【弁護士ドットコム】</li> <li>政府への事故報告が求められる場合、その要件は“潜在的な”事故やニアミスではなく、確認された事故にのみ適用されるべきである。【Microsoft Corporation】</li> <li>EU やコロラド州の AI 法、バイデン前政権のガイダンス等においてインシデント報告が注目を集めましたが、AI インシデントの定義と範囲は未解決であり、幾つかの課題が含まれている。たとえば、開発、下流の微調整、展開等のAIバリューチェーンのいずれかの部分で問題が発生した際、各主体がその役割によっては関連情報にアクセスできない場合があり、AI インシデントの原因特定を困難にしている。【セールスフォース・ジャパン】</li> <li>想定されるリスクや重大事故とはどのようなものがあるか、仮にそのような事案が発生した際に、責任主体は誰なのかという点を明らかとし、然るべき関係者に対して情報提供を求めつつ、注意喚起や指導・助言を行っていくという整理が不可欠であり、AIに関わる各ステークホルダーに求める対応を明らかをしていただきたい。【ソフトバンク】</li> <li>国民の権利利益を侵害する重大なケースでは、基本的に既存法令で規制されているはずであり、今後検討される法制度の対応との整合性を図るよう検討されたい。【(一社)新経済連盟】</li> </ul>	<p>ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>

III.1. (2) ③重大インシデント等に関する政府による調査と情報発信	
提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p><b>政府による調査について（3/3）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>AIを活用する事業者の多くは既存法との関係でも義務を負うため、活用シーンに応じ、既存法のアップデートによって対応すべき点はそのように整理することが求められる。【(一社)AIガバナンス協会】</li> <li>一定の場合に政府が調査権限を行使できるよう制度整備を行うことに異論はないが、対応する事業者にとっては負担となることから、強制力を伴う調査権限の行使は広く国民の生命・身体・財産等の人権に関する重大な影響を及ぼす案件に限定すべき。【弥生】</li> <li>AIに関する重大インシデントは、業界や国の枠を超えて波及し得るものであるため、政府においては国内外を問わず幅広く事例や知見を収集し、包括的かつ迅速な調査体制を強化していただきたい。【FDUA】</li> <li>AI技術や利用動向の実態調査ではなく、AIによる被害やリスク、その利用動向をまずは調査し、情報提供を行うべき。そして必要に応じて関係各主体に対応を求め、AIによる被害を減らすことが先決。【個人】</li> <li>重大インシデントに関する情報収集は各省庁が行うべきで、省庁間でもAIインシデント情報を共有する体制が必要。【個人】</li> <li>AIの分野においては国外事業者のものを利用する必要性が高いため、国外事業者への実効性確保状況に関しても情報収集・提供すべき。【個人】</li> <li>国内外の事業者に対して行うとあるが、各国の法規制は大きく異なるため、日本の規制を海外に適用するのは困難。AI開発のグローバル展開を阻害しかねない。海外事業者の協力を前提とするならば、日本の法制度が国際基準とどのように整合するのかを明確に示すべきである。【個人】</li> <li>政府において、調査し、集めた情報を適切に分析できる人材がいない。人材育成、確保が必要。【個人】</li> </ul>	<p>ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>

III.1. (2) ③重大インシデント等に関する政府による調査と情報発信	提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<b>注意喚起、指導、助言は、社会的影響力を踏まえて行うべき</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インシデント再発防止等のための取組の表現として、「注意喚起」と「指導・助言」と言葉の強度に差が見られる。この部分についての調整を検討することを提案する。また、「注意喚起」「指導・助言」いずれの表現においても、事業者に対する社会的・経済的インパクト等を十分に考慮して対応方法が明示または設計されることが望ましい。【FDUA】</li> </ul>	ご意見として承ります。なお、「注意喚起」は広く一般に行うもの、「指導・助言」は関係者に対して行うものとして使い分けています。
<b>現状の対応は不十分</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生成AI技術はその汎用性の高さから、多様な分野で利用され、各リスクへの対応が求められる。特に偽・誤情報への対処においては、対応は早急に行うべき。【(公社)全国消費生活相談員協会】【個人】</li> </ul>	ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
<b>相談・対応窓口を作るべき</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメントよりも気軽に、不安や懸念、あるいは実際の悪用事例や被害などを相談できるような政府の窓口があるとよい。【個人】</li> <li>自分の写真やイラストを用いた生成AIが自分の同意のない使われ方をされた場合、相談できる窓口はあるのか。窓口は解決まで導いてくれるのか。【個人】</li> <li>生成AI技術を用いた嫌がらせに関して、相談窓口を作ってほしい。【個人】</li> </ul>	ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
<b>修正意見（P16 7行目）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「重大な事故が実際に生じてしまった場合」であるため、「発生」の防止はできない。「再発」の防止と修正すべきである。【日本電気】</li> </ul>	ご指摘を踏まえ修正いたします。
<b>修正意見（P16 14行目～15行目）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重大インシデントを明確に定義するとともに、サプライチェーンの関係も考慮した事業者の協力の仕方を検討し、規定していただきたい。営業秘密等、過度な情報提供が求められないように配慮した記述をお願いしたい。【日立製作所】</li> </ul>	ご意見として承ります。

III.2.政府による利用等	提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<b>利用率の低さ</b> <ul style="list-style-type: none"><li>我が国の国際競争力の面からは、個人及び企業によるAIの利用率が向上することが好ましいと考える。AIの利用率を向上させるための方策として、各種学校における教育の場において、AIに関しての正しい利用方法等のAIに関する教育を取り入れることを検討してはどうか。特に幼少のころからAIに親しみ、どのような行為が不適正な利用に該当するのかなどを理解する機会があれば、抵抗なくAIを利用でき、また、AI開発に携わる人材の確保にも貢献すると考える。AIに関する教育に力を入れることをお願いしたい。【日本弁理士会】</li><li>AIの利用率が低いのは、AIの信頼性や安全性などが低く、それに対する国民の情報リテラシーが高いからだと考える。【個人】</li></ul>	ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。	
<b>国民による活用の促進</b> <ul style="list-style-type: none"><li>国民による活用を促進するならば、ハルシネーションなど技術の多くの問題点をクリアしたものが必要で、それが実現してから活用すべきではないか。【個人】</li></ul>	ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。	

III.2. (1) 政府調達	提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p><b>調達ガイドラインの整備に賛成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>AIに特化した政府調達ガイドライン等の整備を行うに当たっては、政府において取り扱うことできる情報等のほか、AI開発者又はAI提供者における当該情報の利用目的の範囲等についても検討を行い整理することを求める。【(一社)AIガバナンス協会】</li> <li>スタートアップを含めた国内AI事業者の振興につながる意図を持ったものにするべき。【JEITA】</li> <li>政府のAIの調達・利用を踏まえたリスク評価基準や調達プロセスが、実効性を持ちつつも柔軟で簡潔なものとなることを期待。【セールスフォース・ジャパン】</li> <li>政府は、政府AIエージェントのユースケース、契約、管理における情報共有やベストプラクティスを確立するプロセスを設けるべき。【セールスフォース・ジャパン】</li> <li>政府調達のガイドラインについては、米国OMBガイドラインのように他の法域の事例を参考にすることも有用と考える。【Google】</li> <li>AIに特化した調達ガイドライン等の整備に関して、創作産業保護と制度構築のため、政府調達のAIなどについては、学習データの透明性や、著作権者への配慮を評価対象としたり、調達の基準にAIリスクの概念を導入したりするなどし、そうしたAIを推進することで、著作権者の尊厳の確保と、国内産業の発展の推進を期待。【個人】</li> </ul>		<p>ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>
<p><b>調達ガイドラインの整備に反対</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政府調達は、「今後、生成AIの利用をはじめるにあたって必要なこと」であり、現状の対策に必要なことではない。まずは法規制行うことである。【個人】</li> <li>実効力のある規制がないため、政府が調達したAIであっても安全性は担保されない。【個人】</li> </ul>		<p>ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>

III.2. (1) 政府調達	提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p><b>透明性の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>「透明性の確保を求める場合は利用シーンに応じた企業の負担を考慮し、多くの事業者による容易かつ迅速な参加が可能となるように配慮すべき」との考え方に対する賛同すると同時に、企業の負担解消、容易で迅速な企業参加と引き換えに、透明性が損なわれることはあってはならない。だからこそ多くの事業者が参加可能な枠組みづくりが重要であると考える。【個人】</li><li>国を代表する政府が使う生成AIなのだから、政府調達ガイドラインは、事業者の負担を大きくしても透明性の確保を強く求めるべき。政府は、国民の人権、安全、安心を最優先すべき。【個人】</li></ul>	<p>ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>	

III.2. (2) 政府等による利用	提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p><b>政府によるAIの利用に賛成</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>AIの利活用を促進する上でも、政府によるAIの利活用は重要。【(一社)新経済連盟】</li><li>政府は、デジタルトランスフォーメーションにおいて模範を示すだけでなく、信頼できるAIソリューションの普及を民間で促進する上で重要な役割を果たすことができる。【セールスフォース・ジャパン】</li><li>政府による率先したAI利用により、国民による活用を促進するという姿勢に賛成する。加えて、17P17行目～18行目に記載の地方自治体の利用推進に強く賛成する。我が国の競争力を向上させるためのAI技術の幅広い社会実装を実現には、政府だけでなく地方自治体、大企業だけでなく中小企業における利用を促進することが重要と考える。今後これを後押しするための補助やインセンティブの設計にも踏み込むことを期待。【FDUA】</li><li>「政府」をより明確に定義すること、特に、政府出資の企業にも適用されるかどうかについて明示することを推奨する。【Business Software Alliance】</li><li>政府が率先してAI活用し、国民の模範となるべきだが、留意すべきなのは「生成AIの出力は正確ではない」というリテラシーを国民にも根付かせるような活用をすべきだと考える。LLMを要約や言い換えに用いるなど、品質や正確さが求められる業務ではなく、間違いの許容や活用ができる場面において、仕事のスタートや中間成果物として利用することが望ましいのではないか。【個人】</li></ul>	ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。	

III.2. (2) 政府等による利用	提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p><b>政府によるAIの利用に反対</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「まずは政府が率先して」とあるが、AIは、様々なリスクが増大していると認識(9ページ、図3)しているのに、国が率先して利用を進めるべきではなく、まずはリスクへの対処を行い、それから利用を始めるべき。【個人】</li> <li>著作権等の権利侵害を起こしている技術を政府が活用すれば、それこそ海外からの信頼を損なうのではないか。【個人】</li> <li>国内で生成AIによるディープフェイクや著作権侵害が現行法のみで適切に対処出来ているかなど実態把握が必要であり、規制の検討をせずに、AI利活用を急ぐべきではない。【個人】</li> <li>生成AIにはハルシネーションによる誤情報などの問題が解決できておらず、それらにより行政サービスに混乱を招きかねず、国民利益を損なう恐れがあることを留意すべき。また、情報漏洩防止のためにも、政府等での使用は不適切であり、禁止すべき。【個人】</li> <li>現在一般に出回っている生成AIの基盤データそのものに透明性や適正性が証明されていないのに、政府が率先してそれを利用すべきではない。政府は率先してAIを規制していくことが重要である。【個人】</li> </ul>	<p>ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます</p>	

III.2. (2) 政府等による利用	
提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p><b>政府によるAIの利用は慎重にすべき</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政府のAI利用の率先を支援するために、ガイドラインが、潜在的な利用シナリオの幅広い範囲とそれに関連するリスクレベルを考慮した上で、明確な区別と適切な明瞭性を、過度に具体的になりすぎることなく、提供することを提案する。さらに、これらのガイドラインの中で、AIのサプライチェーンに十分な注意を払うことを勧める。【Microsoft Corporation】</li> <li>政府によるAI活用の方針が、安易な生成AI利用につながらないよう、慎重になっていただきたい。かつ、推進と保護のバランスを見極めた判断を期待する。政府として推進すべき分野と、旧来の文化を守るべき分野をしっかりと見定めてご判断いただきたい。【NAFCA】</li> <li>地方自治体の安易な生成AI利用についても慎重な対応を求める。すでに安易な生成AI利用が問題となったケースも散見れられるため、学習元データの透明性や認証の確保後に活用を進めることが適切である。国民の権利保護を最優先に考慮した指針を求める。【NAFCA】</li> <li>国が率先して利用すると言うが、国際競争力を争うばかりに注視して国内の利用調査や国民・企業のヒアリングを取りこぼしたままにするのは慎重さに欠けると考える。【個人】</li> <li>生成AIのリスクを知っているからこそ使わないという考え方も尊重すべき。生成AIへの学習させられることを拒否したり、生成AIを使用しない自由も認められるべき。【個人】</li> <li>各行政や政府内での作業効率の向上については大いに賛同するが、政治の生成AIの利用には、生成AIの出力結果を人間が恣意的に選別し、有権者と自分の間に生成AIを挟むことによって公平な判断が下されていると誤認させるリスクがあると考える。さらに、現在そしてこれから使われることになる生成AIにおいて、入力された重要な情報が知らずに流出するなどの可能性が否定しきれない。よって、こういった「造り」を確認するために、政府で利用する納品物（AIシステム）にはすべての開示義務を課す等の強い安全策が必要であると考える。【個人】</li> </ul>	<p>ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>

III.2. (2) 政府等による利用	提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<b>リスクリング、リテラシー向上</b> <ul style="list-style-type: none"><li>利用者へのAIリテラシーの構築についての明記もお願いしたい。AI技術が私たちの生活にますます浸透する中で、消費者がAIの基本的な仕組みやリスクを正しく理解することが重要。リテラシー教育により、消費者はAI技術を安心して利用できるようになる。また、国は教育機関や民間企業と協力し、AIリテラシーに関するカリキュラムや教材を作成し、普及を図るべき。また、AI技術の最新情報を提供するためのプラットフォームを構築し、消費者がアクセスしやすい環境を整えるようお願いしたい。【(公社)全国消費生活相談員協会】</li><li>AIサービス利用者が当該AIのリスク（ハリシネーション・バイアス等）を含んでいる可能性を理解できるように伝えるべきであると考える。【JEITA】【個人】</li><li>将来的にAIを使えこなせない人々が「AI難民」とならないよう、AIのリスクリングの重要性も検討いただきたい。【個人】</li></ul>		ご指摘を踏まえ修正いたします。

III.3 生命・身体の安全、システミック・リスク、国の安全保障等に関するもの	ご意見に対する考え方
提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p><b>システミックリスクの定義</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>システミックリスクを効果的に軽減するための堅牢な対策を開発するには、科学的研究に基づいたシステミックリスクの明確な定義を確立することが不可欠。実際の脆弱性に対処するための的を絞った戦略を開発できるようになる。これにより、根拠のない懸念によってAIの開発を不必要に妨げることを避け、進歩と安全性の両方を優先する責任あるイノベーションの文化を育むことができる。【Meta Platforms】</li> <li>システミック・リスクという文言は、AI Actにおいても用いられている文言であるが、同じ用語であるのに意味が異なっているため、AI Actで用いられている意味が一般的ではないにしろ、使い分けや定義を明示した方が良い。【個人】</li> </ul>	<p>ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>
<p><b>基盤サービスの定義</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存の枠組みで対処を進めることは理解するが、基盤サービスの範囲を明確にし、高リスクへの対処について検討する際、事業者の知見を活用してほしい。【日立製作所】</li> </ul>	<p>ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>
<p><b>基盤サービスに関するリスクには既存法令で対処</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「基盤サービス」に関するリスクは、十分に対応可能な範囲において既存の法律で対処することが妥当とする考えに同意。「基盤サービス」を新たなAI規制に含める必要がある場合、個人の生命・身体の安全等、差し迫ったリスクをもたらす基盤サービスにおけるAIの利用を対象とするよう明確にすべき。【Business Software Alliance】</li> </ul>	<p>ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>
<p><b>安全保障への対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有事の際に、他国による生成AIを用いたフェイクニュースの氾濫や我が国の安全保障を脅かす情報操作が行われる可能性が高いので、政府や我が国が認定した情報機関がAIを用いた情報発信に対して何らかの形で関与できるようにするべき。【個人】</li> </ul>	<p>ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>

IV. おわりに	提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
	<p><b>今後の議論においても意見出し等の場が設けられるべき</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様なステークホルダーが状況を把握し、十分な検討の上で意見提出を行えるよう、開催日程の事前公表や、議事の傍聴の受付等、議論そのものの透明性の向上についてもご検討いただきたい。【(一社)AIガバナンス協会】</li> <li>・ 指針等の下位規制の形成等のため、産業界と適切な協議の機会を持ち続けるべき。【Google】</li> <li>・ 個別具体的な内容については、透明性のある形で、関係するステークホルダーも交えて丁寧に検討されることを望む。【JEITA】</li> </ul>	ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。
	<p><b>広島AIプロセスを活用すべき</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「生命・身体の安全や安全保障の確保は当然の前提として、「透明性・適正性の確保が事業者主導で進むよう促」すため、広島AIプロセス行動規範報告枠組みを活用することを提案する。【Microsoft Corporation】</li> <li>・ 広島AIプロセス行動規範報告枠組みは、企業がこれらのリスクにどのように対処しているかに関する情報を提供することを求めています。この枠組みは、さらなる検討を行う際の適切な出発点として機能すると考えられる。【Microsoft Corporation】</li> </ul>	ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

## I. はじめに

- ・ AIが効率性・利便性だけでなく、新しい科学的発見や人間の創造性を補う役割も期待されることを追記。
- ・ 新たな米国大統領令の発出について追記（時点修正）。
- ・ 著作権を含む知的財産権等に関し、関係省庁により検討がなされたことを追記。

## II. 制度の基本的な考え方

### 3. イノベーション促進とリスクへの対応の両立

#### （2）法令の適用とソフトローの活用

- ・ 図3（AIのもたらし得るリスクの例と関係する主な法令）の説明を、最近の事件の例とともに追記。
- ・ 図3に「労働関係法令」、「自殺対策基本法」を追記。

### 4. 国際協力の推進

#### （2）AIガバナンスの形成

- ・ 条約についての脚注の修正、GPAIの活動内容の更新。

## III. 具体的な制度・施策の方向性

### 1. 全般的な事項

#### （2）安全性の向上等

##### ①AIライフサイクル全体を通じた透明性と適正性の確保

- ・ 広島プロセス国際指針の内容の一例を指針の具体的なイメージとして追記。
- ・ 偽・誤情報対策として、AI利用サービスであることの通知義務、AI生成コンテンツの表示義務の例があることを追記。

### 2. 政府による利用等

#### （2）政府等による利用

- ・ リスキリング、リテラシー向上のための施策の重要性を追記。